

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

（ 2 月 25 日 ）
（ 第 3 号 ）

第3号
2月25日

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

第 3 号

○令和 7 年 2 月 25 日（火曜日）

議事日程（第 3 号）

令和 7 年 2 月 25 日（火） 午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第 2 議案第 2 号から議案第 73 号まで
〔質疑、委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 2 号から議案第 73 号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46 名

1	番	龍 神	啓 介
2	番	辻 内	裕 也
3	番	松 浦	慶 子
4	番	荊 原	広 樹
5	番	伊 藤	雅 慶
6	番	世 古	明
7	番	吉 田	紋 華
8	番	石 垣	智 矢

9	番	山	崎	博
10	番	野	村	保夫
11	番	田	中	祐治
12	番	芳	野	正英
13	番	川	口	円
14	番	喜	田	健児
15	番	中	瀬	信之
16	番	平	畑	武
17	番	中	瀬古	初美
18	番	廣		耕太郎
19	番	倉	本	崇弘
20	番	山	内	道明
21	番	野	口	正
22	番	谷	川	孝栄
23	番	石	田	成生
24	番	村	林	聡
25	番	小	林	正人
26	番	田	中	智也
27	番	藤	根	正典
28	番	小	島	智子
29	番	森	野	真治
30	番	杉	本	熊野
31	番	藤	田	宜三
32	番	東		豊
33	番	長	田	隆尚
34	番	今	井	智広
35	番	服	部	富男
36	番	津	田	健児

37	番	中 嶋	年 規
38	番	青 木	謙 順
39	番	中 森	博 文
40	番	山 本	教 和
41	番	西 場	信 行
42	番	中 川	正 美
43	番	稲 垣	昭 義
44	番	日 沖	正 信
45	番	舟 橋	裕 幸
46	番	三 谷	哲 央

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記（事務局次長）	西 塔	裕 行
書 記（議事課長）	中 村	晃 康
書 記（議事課課長補佐兼班長）	橋 本	哲 也
書 記（議事課班長）	藤 堂	恵 生
書 記（議事課主任）	辻	詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	小見山	幸 弘
地域連携・交通部長	長 崎	禎 和
防災対策部長	楠 田	泰 司

医療保健部長	松 浦 元 哉
子ども・福祉部長	枘 屋 典 子
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	生 川 哲 也
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	佐 波 齊
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	吉 田 すみ江
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	大 西 毅 尚
人事委員会委員長	中 村 佳 子
人事委員会事務局長	天 野 圭 子

選挙管理委員会委員

田 中 利 佳

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第39号から議案第43号まで及び議案第54号から議案第56号までについて、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおりの意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、2月17日までに受理いたしました請願1件は、お手元に配付の文書表のとおり、教育警察常任委員会に付託いたしますので御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

人 委 第 215 号

令和7年2月21日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

令和7年2月17日付け三議第290号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第39号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第40号 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第41号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第42号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第54号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第55号 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第56号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙 1

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事
委員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、本委員会が令和6年10月16日に行った職員の給与に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものであり、適当と認め

ます。

別 紙 2

会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
及び公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を
改正する条例案に対する人事委員会の意見

会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものであり、適当と認めます。

別 紙 3

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例案に対する人事委員会の意見

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、語学指導等を行う外国青年招致事業の運用の改善を図るため、国際交流員及び外国語指導助手の報酬の額の改定を行うものであり、適当と認めます。

別 紙 4

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定等を整備するものであり、適当と認めます。

別 紙 5

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する
人事委員会の意見

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、部分休業の規定を整理するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表
(新 規 分)

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 36	(件 名) フリースクールに通う子どもの保護者に対する 助成制度拡大について (要 旨) 現在、三重県では令和6年5月から「フリース クールで学ぶ子どもたちへの経済的支援」が始 まった。しかしながら、不登校の子ども全員が対 象ではない。子どもたちの多様な学びの機会をひ ろげるために、現在の補助制度の世帯の範囲や金 額を拡大いただくよう、願う。	四日市市西松本町25 -18 サウスヒルズ111号 三重こどもの未来を つなぐ会 代表 白村 春佳 ほか7名 (紹介議員) 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 荊 原 広 樹	7年・2月

(理 由) フリースクールは多様な学びの一つとして注目されている。 学校に馴染めなくて家で過ごしている子どもたちの居場所となり学童期に必要な様々な経験、人との関わり、力強く生きるための学びを受けられることから、フリースクールを活用することは肝要だと考えている。 また、自分に合った環境、適した学習方法でなら、自分らしく能力を発揮できる子どもたちがいる。学校へ行けない子どもたちにフリースクールの選択肢があることは、精神面でも救われる。 しかしながら、不登校児童生徒を抱える家庭は、フリースクールに通うとしても費用が高く、経済的負担が大きくなるため、通わせることを躊躇してしまう。 子どもたちの学びの場として認められたフリースクールへの通学の補助が拡大することは、多様な学びの場を広げることになり、子どもたちの未来が明るいものになると考える。ぜひとも、請願にご賛同いただくようお願いする。 (別添参照) ・不登校や行きしぶりの子どもがいる家庭の多く（97％）は、経済的支援を望んでいる。 ・通えていない保護者の半数（49％）は、経済的に難しいと回答している。 ・通えていない子どもの保護者の多く（96％）は、経済的支援があれば、通わせたいと思っている。 (別添 略)	吉 田 紋 華 石 垣 智 矢 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 内 道 明 村 林 聡 子 小 島 智 子 長 田 隆 尚
--	--

代 表 質 問

○議長（稲垣昭義） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。35番 服部富男議員。

〔35番 服部富男議員登壇・拍手〕

○35番（服部富男） 改めまして、おはようございます。

自由民主党会派代表、服部富男でございます。代表質問をさせていただきます

ます。

質問に入らせていただく前に、一言お話をさせていただきたいと思います。

非常に大きな寒波が訪れて、日本海沿岸では今までにないぐらいの雪が降っておる状況であります。雪のために非常に厳しい状況下でおられる皆さんにとって、春はまだなのかな、もうすぐ春だなというような思いはないような状況の中で、今日から天気がよくなるということも聞いております。そうした被災をされました能登半島の皆さんも含めて、お見舞いを申し上げたいと思いますけれども、やはり能登半島の地震から1年が過ぎてインフラ整備、そしてまた、復旧・復興がままならない状況の中で、また豪雪に見舞われた、三次災害が起きているような状況の中でのスタートでございます。早く復旧されること、そしてまた、ふだんの暮らしに戻っていただくことを心から願ひまして、今から質問させていただきたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従ひまして質問をさせていただきたいと思います。

1 番目に、知事のベトナム・タイ訪問の成果についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

一見知事は、令和7年の1月の14日から19日までベトナムを中心にタイとを訪問されておられます。そのときにも、やはり覚書、MOUを締結され、労働・傷病兵・社会問題省及びハノイ工科大学において外国人材確保に係る覚書を締結されておられます。ここに概要をいただきまして、また県産品輸出促進のためのハノイ市内のイオンで市場調査及び意見交換を行ったと言われておりますし、現地進出企業との交流会も開催され、現地事情など情報交換をされたということで報告も受けております。

私たちもこの1月の21日から25日に、有志4名でタイのほうにも行かせていただいて、タイだけで4日間視察をさせていただきました。そのことに關しては、また政策活動費、海外調査の説明をさせていただきますけれども、今日はまた改めて知事がベトナムを中心に回られた、そしてまた、去年の1月の8日から12日までですか、タイのほうに令和6年に行っておられます。

やはりこの東南アジア、ASEANというふうな状況を知事も考えておられて、積極的に訪問をされたんだろうと私たちは理解しておりますので、その点を昨年度、そしてまた、今回のその視察に対してどのようなお考えを持っておられたのか、そしてそれに臨まれたのか、そしてまた、成果もまだこれからだと思いますけど、知事の御意見を聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 「冬来りなば春遠からじ」という言葉がございますが、今年の冬は、議員の御指摘のように、非常に雪も多くて、かつ三重県も北勢を中心に雪が降りましたし、かなり寒い冬でございました。つらい冬であったかと思います。

今日からちょっと暖かくなってきて、雪も解けるということになってくるかと思いますが、御指摘のように被災地の方々、あるいは日本海側の方々、かなりの豪雪で苦しんでおられます。お亡くなりになられた方もおいでなられます。雪が解けますと解けたで雪崩の危険性もあります。かつて、高校生が巻き込まれて亡くなったこともありますので、そういったことに注意をしていかなきゃいけませんし、私ども三重県はある意味、恵まれた土地なのかなというふうに思っております。したがって、苦しんでおられる方々から救助要請があったり、支援の要請があれば、ちゃんと対応していかないと、こういうことを肝に銘じておるところでございます。

御質問いただきましたベトナムとタイへの出張でございます。以前、タイには、これは去年の1月だったかと思っておりますので、タイに行くのは2回、私は2回なんですけど、公務として、1年ぶりに行ったということになります。今年は1月の14日から19日にベトナムとタイの2カ国を訪問しまして、今回のミッションの特徴は大きく言うと二つあるかなと思っております。

一つは、16団体、企業で構成をする経済団の方々も参加していただいて、人材確保と、それから産業連携、県産品の輸出、インバウンド、この各分野で活動してきたということです。去年、タイに行ったときには、産業の連携、

県産品の輸出、インバウンドがメインでしたので、人材確保の部分がちょっと今回付け加わったということですね。それから、ベトナム政府関係機関、MOU、これは議員も御指摘いただきましたが、3本締結したと。これは県庁職員が事前に随分頑張って調整をしてくれましたので、成果がMOUとして出たということでございます。

それぞれの国ですが、ベトナムはGDPの成長率が7.09%、物すごく高いです。平均年齢も32歳、非常に若い国です。うちの県から進出しておられる企業は25社を超えておられるということで、これからますます三重県とベトナムの関係は強くなっていくような気がしております。

そして、タイはかなり成熟した市場です。これは、ベトナムとタイを両方行くとよう分かるんですけど、ベトナムではハノイに行きました。どうでしょう。50年ぐらいの前の三重県。ただ、道路は舗装されていますけど。ようけの車が走ると、こんな感じでございましたが、タイはもう高層ビルが林立しております。バンコクですね。これはもう議員も行かれたのでお分かりになっておられると思いますが、タイは県内の外国宿泊者数が第6位、東南アジアで1位ということですので、特に観光面、それから産業面、随分前から自動車産業が出ております。三重県にとってやっぱり重要な産業の一つが自動車ですので、関係も非常に深いというふうに思っております。

今回、人材確保が一つのポイントと申し上げましたが、議員からも御指摘いただきましたが、ベトナムでは労働・傷病兵・社会問題省、そしてハノイ工科大学とMOUを結んでまいりました。これから人手不足はどんどん深刻になっていきます。シニアの方や女性にも働いていただくということが大事なんですけど、外国人の方に働いていただくというのも大事でありまして、ただ日本は中国や韓国と比べますと、やっぱり経済状態があんまりよくない、それから円が安い状態が続いていますんで、なかなか選んでいただきにくいという感じはしていますけれども、それでも両国ともに親日的なお気持ちを持っておられる方が多いので来ていただけるチャンスはあるかなというふうに思っております。

議員の御質問の東南アジアについてどういうふうに思うかということでございますが、一番大きなポイントは欧州でも、それからアメリカでも中国でも経済状況が必ずしもいいというわけではない中で、やっぱり東南アジアは世界全体の成長の大きなセンターというふうに思っております。

ただ、冷戦期においてアメリカはヨーロッパが社会主義化するのを一生懸命食い止めたけど、アジアにはその力を注ぎ切れなかったということもありまして、社会主義国が、ベトナムもそうですけど、どんどん出てきました。

ただ、社会主義国であっても日本と政治の形態が違うので日本で働きませんと、そんなことはありませんので、主義主張、これは別にして、経済的なところは一生懸命やっていくことができるんじゃないかと。また、場合によると政治的な話合いもできるんじゃないかというふうには思いました。

経済団の方も来られていますんで、タイでビジネスセミナー、ビジネスマッチングをやりました。かなり今後につながる商談ができたんじゃないかという声もお聞きしています。

また、県産品関係で申し上げますと、タイで唯一の日系百貨店でありますサイアム高島屋において、総合的なフェアを初めて実施をさせていただきましたし、16の県産品事業者の方が参加をいただきました。結果、海外における三重県フェアで最もたくさん売れたという声も聞いておりまして、県全体として一体的に行動することによってメリットが出たんじゃないかなと思います。

また、インバウンドの関係ですと、これは非常に重要ですけど、ベトナムで初めて大手旅行会社を訪れました。三重県に対しては非常に興味を持っていただいたと思います。

また、タイは去年1月に行ったときに、MOUをタイの旅行業協会と結んでしましたが、もう一回お会いして、三重県に観光客を送りましたという話もいただきましたし、これからも送りますと。その時に、三重県で2泊するとなるとどこがええんでしょうかねという話もお伺いをしたりして、かなり

具体的な興味というのが分かってきたというふうに思います。

タイも、特にベトナムがそうですが、ポテンシャルがとっても高いところでありますので、これからも議会の方々にもぜひお願いをして交流を進めていただきたいと思いますし、我々もしっかりとやっていきたい、こういうふうな思いを持っております。

〔35番 服部富男議員登壇〕

○35番（服部富男） 御答弁どうもありがとうございました。

やはり三重県のトップが行かれるということは、実際に相手の国もしっかりとした対応もしていただいて、今後、交流が深まっていけばいいかなというように思っております。

特に同行された今の三重県の商工会連合会の会長ともお話しする機会がございまして、本当に勉強になったとおっしゃっておられましたし、タイのほうに我々、議員も行っておりますけれども、やはり実際に人と人が直接会話をする、対話をする、そういったこの一つの絆をしっかりと深めていただいたのかなというように考えを持っております。

ありがとうございました。

実際、私たちもタイに行かせていただいて、一番最初、タイ王国の観光局の方にもランチにお誘いをいただいて、タイの観光局の方4名と私たち4名でランチをごちそうになりました。実際にごちそうになってよかったのかなと、お金を払わなくてよかったのかなとちょっと心配はしておるところでございすけれども、一番最初のことでしたので。そういったタイの観光局の中にも日本人の方が当然就職をしておられまして、職員として同行いただいた。ですから、実際に私たちも言葉には全然不自由しないで過ごさせていただいて、有意義な場を持たせていただいたわけなんです。が、実際、知事はもちろん、この2年越しにタイとベトナムをしっかりとした形で対応していこうと、こういった思いは我々がこれから、県の職員の皆さんを含めて、つくられたものをこれからどうするんだということが非常に大事な局面があるのかなというふうに思っております。

私たちも今、お話しさせていただいたタイ王国の観光局の方と、そしてまた、J N T Oの日本政府観光局バンコク事務所、そしてジェトロの日本貿易振興機構等々を回らせていただいて、非常に日本のイメージ、そしてまた、この実際に来ていただく三重県の観光に対しても、インバウンドに対してもどのように考えておられるのかということで質問もさせていただいたんですが、実際にインフルエンサーとかSNSとか旧ツイッター、Xというふうなそういったものを非常に有効に利用された方がいいですよというふうにジェトロの方もおっしゃって見えまして。そしてまた、J N T Oの今の観光局の皆さんも実際に、そのときに我々、津田議員も一緒に同行していますので、津田議員が三重県の伊勢茶はどうなんだろうと、売り込むことはできるんでしょうかというようなお話もされておられまして、そういったところでも、やはりユーチューブとかそういったところで実際に人気のある方がユーチューブで伊勢茶をPRする、そういったことが非常に大事なんじゃないでしょうかというようなことを聞かせていただいたわけでもございます。

実際にタイへ訪問をさせていただいて、私たちも三重県のアセアンビジネス展開サポートオフィスも行かせていただいたんですが、なかなか有益な時間はおのおのの事務所で持てたんですけど、まだまだ三重県、そしてまた、日本のイメージというものは中国のPRに押され気味の状況もあります。どうしてもタイと中国は近い距離にもありますし、実際にJ N T Oの方も中国の宣伝のほうが今、ポスターで宣伝する場合、中国のポスターのところの面積が6割ぐらいで、そしてまた、次に日本とか韓国とかそういったところがPRされている。やっぱりもっと前面に出してPRすべきじゃないですかということもお話をいただきました。

再質問として観光部長にもお伺いをいたしますけれども、インバウンド誘客のそういった推進のためには、県内の観光資源の認知度向上に向けた取組が非常に重要だと考えております。実際に知事が今、こうした形でMOUを締結されて、これからやはりどうしていくのか、それをしっかりと前へ進めなきゃいけない、執行部の皆さんのお考えも聞かせていただきたいと思います。

ますので、観光部長、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○観光部長（生川哲也） 今、インバウンドにおける認知度向上につきまして御質問をいただきました。

議員の御指摘のとおり、海外からより多くの旅行者の方に三重県にお越しいただくためには、まずは三重県のことを知っていただき、関心を持っていただくことが重要であると考えております。

このため、県はこれまでもウェブサイトやSNS等に加えまして、外国人の旅行者が利用する宿泊予約サイトである海外のOTAなどによる情報発信に取り組んでまいりました。今後は2月補正予算によりまして、海外OTAや検索サイトを活用した情報発信を拡充することとしております。

また、来年度は、その国や地域で強い発信力を持つインフルエンサーの活用などを通じまして認知度を高めまして、より多くの方に関心を持っていただくよう取り組むこととしております。

さらに、現地での観光や物産、食が一体となったプロモーションにも取り組みまして、三重ならではの物産や食、観光の魅力に触れる機会を日常的に増やすことで、それぞれの魅力が相乗効果を発揮しまして、三重県へのインバウンド誘客につなげられるように取り組んでまいりたいと思っております。

〔35番 服部富男議員登壇〕

○35番（服部富男） 御答弁、どうもありがとうございました。

私たちも世界遺産のアユタヤのほうも行かせていただいて、それは世界遺産の調査ということで行かせていただいたんですが、実際に日本からタイへ行かれる方、そしてまた、タイの方をインバウンドとして迎え入れるというような状況で、私たちも観光客の方にも伊勢神宮をPRし、そしてまた、私の地元であります湯の山温泉、御在所ロープウェイも今の時期でしたら雪が降ってタイの人には珍しいような雪景色は見られますよ、そういうようなお話もさせていただいたりなんかして、非常に興味を持っておられましたので、私たちもこのタイ王国の観光局の皆さんと議員4名、お付き合いをいただいたものですから、実際にこれから私たちも議員としてこのタイ王国の観光局

の皆さんとも交流を深めていきたいなど、このように考えておりますので、またよろしく願い申し上げたいと思います。

もう一つは、県産品の輸出拡大について雇用経済部長にお聞きしたいと思うんですが、実際に知事もハノイのイオンのデパートにも行っていただいて、そしてまた、県産品のPRというふうな現状調査とかそういったこともされました。実際に我々も、大きなタイのデパートですけれども、4人で行かせていただいて、三重県産のものは売っているかなとか、やはり日本の製品は売っているのかなとか、そういうようなことも調査をしてきたんですが、残念ながら今のタイのデパートには三重県のは置いてなかったんじゃないかというふうにも思っております。

今回の知事訪問において、先ほど知事からも県産品の輸出拡大に向けた成果をお聞きをし、今後、同国への県産品の輸出が拡大されることを非常に期待しているところであります。そのためにも今回の知事訪問の成果を途絶えさせることなく、しっかりと生かして、ベトナム・タイへのさらなる輸出拡大に結びつけていってほしいと、このように願うところでございます。

そこで雇用経済部長に再質問させていただきます。知事のベトナム・タイ訪問の成果を同国への県産品輸出の拡大に結びつけていくためには、今後どのように取り組んでいかれるのかをお聞きしたいと思います。

○雇用経済部長（松下功一） 私のほうから今回のミッションの成果を受けた今後の県産品輸出の取組につきまして御答弁申し上げます。

まず、タイの訪問につきましては、先ほど知事からも申し上げましたが、サイアム高島屋という日系のデパートにおきまして、総合的なフェアを初めて開催したところ、多くの方に御来場いただき、売上げの実績にもつながったところ です。

また、現地バイヤーとの事前相談では、タイの輸入規制や食の好みなどの知見が得られたほか、フェアをきっかけに新たな取引につながる手応えも感じたところでございます。

引き続き、タイにおいてフェアを開催しまして、三重県の魅力を発信する

とともに、今回新たに築いた現地バイヤーとのネットワークを活用して商談会を開催する等の取組を進めていきます。

そして、一方でベトナム訪問でございますが、現地のイオンの営業責任者の方とお話しましたが、その中で輸入に関する法規制をはじめとして気候とか流通事情を踏まえた商品開発の必要性などの様々な課題があるということがよく分かりました。

これらの課題解決に向けて、県が設置する輸出アドバイザーにベトナム市場に精通した専門家を加えるなどして、今後の支援を進めていきたいと思っております。

今後は、今回の訪問で得た知見やネットワークを十分に生かしながら取組を進めて、県産品輸出のさらなる拡大につなげてまいります。

〔35番 服部富男議員登壇〕

○35番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

松下部長も同行されて、知事の横でいろいろと気配りもいただいたんだろうと思います。じゃなかったですか。実際に現地に行かれるということは、やっぱり非常に大事だというふうにも感じます。

私たちもタイのほうに行かせていただいて、この4日間でしたけれども、非常にプラスになりました。実際、知事のお話の中にもありました。タイのほうにビジネス街があって、40階、50階の建物が本当に乱立をしている、こういう状況で私も6年、7年前にタイに行かせていただいたんですが、この7年間ぐらいで非常に変わってきている、ビジネス街というのができ上がっている。そのビジネス街というものを私たちも当然、三重県の行政として知事もこれからもしっかりとベトナムはもちろんですが、引き続きタイのほうにも。これから第一歩なんです。覚書ができて、MOUができて第一歩です。その点だけしっかりと歩みを止めないで一步一步前進していただきたいというふうに思っています。

ちょっと補足ですけれども、これはタイのほうに行かせていただいて、アユタヤの遺跡を見させていただきました。そのアユタヤの公園の中に、日本

人村というものがございまして、ちょうど我々4人が行かせていただいたんですが、その公園は笹川財団が運営しておられる公園なんですが、実際に4人できれいに整備された公園をずっと歩かせていただいて、建物が二つ建っておりまして。そんな中で、この日本人村というのがどうしてできたのかというところから始まって、江戸幕府が徳川家康によって1年目を迎えたときに、朱印船を実際に今のタイ王国のほうに送られて、そしてそのときの国王と当然提携を結んで貿易が始まった状況があったわけなんですね。タイが非常に厳しい状況で、隣がビルマですので、ビルマのほうからどんどん攻められてくる、それを守るためにポルトガル村と中国村、そしてまた、日本人村ができたというような歴史が始まったわけなんですね。

当然、貿易もありました。日本のものがタイへ行き、タイのものが日本へ来る。やはり実際にそういった交流がスタートしたのが、江戸幕府を最初に徳川家康が築いたところがあるわけなんですね。明治維新の前までは当然続いておりました。その中に日本人村がありまして、一番最初が関ヶ原の戦いで徳川軍に負けた浪人だった方が当然逃げ道を今のタイのほうに求められた。そして、タイはビルマからの戦いが来るものですから、軍が入ってくるものですから、それを守るがために日本の武士の皆さんを、浪人となった方をその町をつくって防衛させた、そういった歴史もありますので、私たちも非常に勉強になりました。ですから、三重県の方も日本人村はぜひ私は行っていただきたいなというふうにも個人的に思っております。

次の質問に入らせていただきたいと思います。

次の質問ですが、住み続けられる・選ばれる三重へということでございます。実際に、政府の地方創生2.0を見据えた三重県の取組についてをお伺いいたします。

地方創生とは、御存じのように、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、2014年の9月3日、第2次安倍改造内閣発足後の記者会見で発表されました。ちょうど10年が過ぎて新たな1年目を迎えておるわけでございます。第2次安倍内閣において初代の地方創生担当大臣に就任された

のが石破総理大臣であるわけでございまして、やはり地方の人口減少や地域経済の衰退を食い止めなきゃいけない、そういった意味で魅力ある社会を創出すべく地方創生を国づくりの核心に位置づけられ、令和7年1月24日の石破内閣総理大臣施政方針として、地方創生2.0、令和の日本列島改造の具体化として、5本の柱で日本全体の活力を取り戻すべく進めると言われております。

令和7年度の予算にしても昨年度の予算の倍の2000億円を計上されておりますけれども、今回も今もまた国会のほうで予算審議もされておられますので、その金額はどうなるかは分かりませんが、実際に一見知事にもお尋ねをしたいんですが、政府の地方創生2.0についてどのように考えておられるのか、そしてまた、今後の三重県創生をどのように知事として考えておられるのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 東京は非常に勢いのあるところですけど、東京だけでその勢いが継続的に未来永劫続くかということ、そんなことはありません。

我々地方が地方の発展を期し、そして東京に人材、企業を送り込むことによって日本という国は成り立ってきたんですけど、もう今、そのスパイラルは回らんようになってきたと違うかなという思いを強く持っております。これは知事会の有志ともその思いを共有しています。地方からいろんな企業、あるいは人材を東京に送り出す余力は地方にはもうだんだんなくなってきている。

三重県はまだ恵まれた場所にあります。まだあると思いますけど、かなりほかの地域ではもう人口がどんどん減って行って、集落もなくなっていくというのが現実になっている。それを何とか変えないかんということでございまして、石破総理大臣は議員の御指摘のように地方創生担当大臣、初代の大臣をされたということもあって、今回の所信表明の中でも地方創生を大きく取り上げていただいております。ポイントとしては、安心して働き暮らせる地方の生活環境の創生が大事だということと、それから東京一極集中のリス

クに対応して人や企業を地方分散しないと駄目なんじゃないかと、こういうことを言っています。

これは、実は我々三重県が国へ提言した内容と全く同じでございまして、我々は今まで知事会も通じまして、首都圏企業の地方移転に向けた取組を強化してほしいということ、それから人口減少施策を統括する司令塔組織をつくってもらいたいと、国にそういう役所をつくると、役人というのはこれをやるということを指示を受けるときちゃんと動くもんですから、しっかりした組織をつくってほしいと言ってきました。これは政府でおっしゃっておられる地方創生2.0ということで、今、おっしゃっておられることと一緒になんじゃないかなというふうに思います。

安全・安心のところですけれども、地方で災害が発生し、その災害、特に関連死で命を失うということになっては、やはり地方に住みたいという気持ちがなくなってしまうので、これはちゃんとやっていかないといけません。これまでも県民の命を守る取組を最重要課題の一つとして進めてきたつもりでございます。津波避難タワーでありますとか、防災アプリでありますとか、あるいはオペレーションルームでありますとか、ようやく形が見えてきたような気がしておりますので、これはしっかりこれからも進めていきたいと思っています。

それから、働きやすい環境整備、ジェンダーギャップの解消、これも重要ですし、一人ひとりが働きやすい職場というのをつくっていかなくはいけません。男性の育休もそうですし、いろんなことをやっていかなくはいけないというふうに、これはまだ途上で、全ては途上なんですけれども、特にこれから三重県のウイークポイントをどう変えていくかというところが大事なところですよ。

また、交通の分野でも毎年行っておりますみえ県民1万人アンケートで、満足度の低いところが移動手段、交通の便利さのところですよ。ここを改善していかないと、地方に住み続けようという若者はおらんようになりますし、高齢者にとっても不便な地方ということになってしまうので、何とか変えて

いきたいと思っておるところです。

それから、東京一極集中。これはもう先ほども申し上げましたが、実は三重県の人口の6%しかおらん15歳から29歳の女性が転出している超過数の40%を占めているという状態です。どんどん若い女性が都会に行ってしまうと。名古屋を経由して東京に行ったり、直接東京に行ったりしてしまうと。その理由は三重県に希望する分野の就職先が少ないんやという声がございます。これは何とかしていかなきゃいけないということで、雇用というのは本当に大事で、企業の誘致というのもしっかりやっていく。先週も外資系企業の誘致セミナー、東京でやってきました。三重県というのは本当に恵まれた場所なんけど、アピールが弱いのでこれからしっかり、今までもやっていますが、これからもやっていききたいと思っております。

三重県が克服すべき諸課題、これはたくさんあります。これに対してやっぱり愚直に向き合って、三重県の未来を大きく広げていくための取組を積極的に展開する。それは結局、地方創生につながるということでございますので、議員の皆さん方の御指摘もいただきながら、我々としても愚直に対応させていただきたいと思っておるところでございます。

〔35番 服部富男議員登壇〕

〇35番（服部富男） 御答弁ありがとうございます。

実際に、東京一極集中を是正しなきゃいけないというのはもう以前から、何年も前から国のほうでも議題に上がっておりますし、我々もそういうふうにも考えてきました。やはり地方が元気になることによって、三重県全体が元気になるんだよということで、私たちも地方議員として努力をしなきゃいけないというのはよく分かるんですが、やはり国のほうもしっかりとそういった地域を守っていこうじゃないかというような国の考え方に基づいて、しっかりとした形をもう一度つくり直していただきたいなというふうにも思っています。今の形がいいとか悪いとかいう問題ではなくて、今は非常に厳しい、世界を見て、トランプ大統領がいろんなことを発信すること、そしてまた、ロシアが侵攻したウクライナを、どうしてもこのウクライナをトラ

ンプ大統領が責めておられます。ロシアは責めないで、トランプ大統領は今、おかしい方向に考えをされておられます。これはアメリカのことですから。

だけど、世界を揺るがすような状況が、私たちも何年後かには今のこの尖閣諸島の問題にしても、いつ何時、何があるかは分かりません。台湾有事の問題が起きた状況の中で、いろんなところに台湾が攻められる。それに対して我々にトランプ大統領、何をしてくれるんでしょうね、アメリカは何をしてくれるんでしょうか。

だから、やはり我々も国としてしっかりと防衛力を蓄えて、日本は日本で守らなきゃ駄目ですよというような国の方針も含めて、我々は今、考えなきゃいけない、三重県を守らなきゃいけない、国を守るのは国会のほうでも御審議いただいているわけですから、実際、日本は日本で守らなきゃいけないし、三重県は三重県で守らなきゃいけない、誰も助けてくれませんよというのを我々自身が連携を取って、手を取り合ってみんなで頑張っていこうじゃないかというような、やはりそういったものが流れてこない限りは、お互いにいいところや悪いところを話し合っとなるような状況では私はいけないようにも思います。いいことはいいで、みんなで考えていこうじゃないかというような三重県であってほしいなと思いますし、一見知事も今後しっかりとまたお考えをいただけるんだろうというふうにも思いますけれども、そういった意味で私たち議員もしっかりと力を蓄えて努力していかなきゃいけないというふうにも思っております。ありがとうございました。

実際に時間もございませんので、次の、移住の促進に行かせていただきたいと思います。

先ほど知事もおっしゃったように、東京一極集中の流れがますます進んで、若者や女性が地方を離れる動きが加速されておりますし、我が国全体の人口減少が続く中、移住の促進や子育て支援等の取組により人口が増加した地域も見られると思います。人口減少に直面する地方にとって移住の促進は地方創生の重要な柱の一つでもあり、地域の活力を維持・向上させる上で欠かせないと思っています。

今後、移住の促進どのように進めていかれるのか、地域連携・交通部の御意見を聞かせていただきたいと思います。

〔長崎禎和地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（長崎禎和） それでは、移住促進をどのように進めていくのかということで御答弁させていただきます。

県では、地方創生が始まった平成27年度に東京都内におきまして移住相談センターを開設いたしまして、翌年には名古屋市内、あるいは大阪市内でも定期的な相談会、それからセミナーを実施するなど、移住の相談体制を整備してまいりました。また、令和5年度までに県内全29市町におきまして空き家バンク制度を整えるなど、移住者の受入体制の充実を図ってまいりました。

これまで県内市町と共に移住促進に取り組んでまいりましたが、県及び市町の施策を活用した移住者は増加を続け、令和5年度は757名の方々に移住していただきました。近年では、東海地域からの移住者が増えておりますが、関東地域からの移住者については横ばいとなっている状況でございます。

移住を促進するため、今年度、令和3年度から令和5年度に県内へ移住された約1100世帯を対象にアンケート調査を実施し、移住者の傾向を分析いたしました。例えば、北勢地域では、仕事を変えずに移住する子育て世代が多いでありますとか、あるいは中勢地域では、新たに仕事を見つけて移住する若者世代が多いと、あるいは東紀州地域におきましては、農林水産業へ就業する30代が多いと、こういった結果が得られまして、地域によって特徴があることが分かってまいりました。

こうした分析結果を踏まえまして、令和7年度には移住希望者のニーズや特性に応じて、プロモーションを実施することでさらに移住を促進していきたいと考えております。

具体的には、本県におきまして先ほどの分析結果を踏まえ特徴的な移住スタイルとして四つのモデル、具体的には、仕事を変えずに移住される、あるいは仕事を見つけて移住、やりたいことの実現に向けての移住でありますとか、また自然環境や暮らしを重視しての移住、こういった四つのモデルを設

定いたしまして、それぞれに応じたウェブ広告、あるいは雑誌掲載などのプロモーションを行ってまいりたいというふうに考えております。これまでの県南部地域や過疎地域などの田舎暮らしに加えまして、県全域での移住を促進する取組を進めています。

加えて、首都圏では、新たに東京で県独自の移住フェアを開催することなどによりまして首都圏での知名度を上げ、移住を検討している方々にアプローチすることで、本県に移住する人の流れをつくっていききたいというふうに考えております。

移住者の受入れには県全体の受入体制の底上げが必要であるというふうに考えております。そのため、市町を対象にした移住希望者のニーズや先進的な取組事例を担当者と共有する、あるいは移住相談、情報発信の手法を学ぶ研修会を行うなどしまして、県と市町と連携し、市町同士の横のつながりの強化に取り組んでまいります。

空き家バンクの利活用など移住者を受け入れる体制の充実も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、あわせて、県庁部局との連携ということで、働く場や住まいの確保、子育ての支援など、様々な施策とともに総合的に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。現在、移住促進に関係する部局と情報の共有を定期的に図り、また県独自の移住フェアにおきまして県内市町に加えて関係部局も出展するなど、連携して取り組んでいるところでございます。

令和7年度におきましても、各部局で実施する移住促進に関する様々な事業を広く周知することによりまして、県庁全体で移住の促進に取り組んでまいります。

引き続き、市町や関係部局と連携しながら、移住の促進に取り組むことで、移住希望者から選ばれる三重を目指してまいります。

〔35番 服部富男議員登壇〕

○35番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

やはり三重県の移住を考えておられる方も安心して暮らせるのかどうか、

そしてまた、それは三重県が選ばれなきゃいけないわけでありますので、その点は若者や女性の方も含め、そしてまた、多くの方が三重県って温かい心を持った方が多いよね、よくしてくれるよね、これは地方ならではの思いやりを持った移住促進でなきゃいけないと思っております。私たちがほかの移住された方がみえたら声をかけていく、そしてそれが人と人との対話をするのがつながりなんだというような、三重県全体がそういうようなアットホームな考え方というものをハート、心の中でやはり持ち続けていかなきゃいけないんだろーと思いますので、その点、焦らずに三重県の魅力をしっかりと土台をつくっていただくことが大事だと私は思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、もう一つ、地域連携・交通部にお尋ねするんですが、地域公共交通の維持・確保という問題に移らせていただきます。地域公共交通は過疎化の問題や、そしてまた、バスも来ない電車も来ない、じゃあ、どうしたらいいんだというような地方ならではの問題点は非常に多いだろーと思います。実際に地域公共交通がしっかりと整備されることが、それこそ隅々まで行き届く、やっぱり安全・安心にもつながっていくということを感じますので、その辺のところをお考えいただきたいなということで質問をさせていただきます。

地域公共交通は地域住民の日常生活を支える移動手段として、また都市から地方への人の流れをつくる社会基盤として地方創生を推進する上で重要な役割を担っております。石破総理も昨年の所信表明演説において、地域交通は地方創生の基盤である、全国で交通空白の解消に向けて移動手段の確保を強力に進めると発言をされております。

しかしながら、やはり地方では人口減少や高齢化が進む中、利用者の減少や運転士不足が伴い、公共交通の維持・確保が困難な状況でもあります。地域公共交通は人口減少の大きな影響がある分野の一つであり、自治体、交通事業者をはじめ地域の多様な関係者が連携、協働して取り組んでいくことが必要だというふうに思っております。

地域の実情に応じた生活、交通の維持・確保や持続可能な地域公共交通の実現に向けてどのように取り組んでおられるのか、地域連携・交通部にお尋ねをしたいと思います。

〔長崎禎和地域連携・交通部長登壇〕

○**地域連携・交通部長（長崎禎和）** それでは、地域公共交通をどのように維持・確保していくかにつきまして御答弁申し上げます。

バスや鉄道などの地域公共交通は、日常生活や産業、観光等における移動を支える重要な役割を果たしております。

しかしながら、地域公共交通は利用者の減少でありますとか燃料価格高騰の影響等によりまして厳しい状況にあり、また運転士不足も深刻化していることから、地域公共交通の維持・確保は喫緊の課題であるというふうに認識しております。

このため、県では、地域公共交通の安定的な運行体制確保のため、交通事業者に対する支援をしております。

具体的には、複数市町をまたぐ地域間幹線バスの運行経費でありますとか、鉄道事業者が行う設備整備の費用に対し、国と協調して補助を行っています。

また、運転士確保のため、都市部で開催されるバス運転士専門の就職イベントにバス事業者と共同で出展し、移住相談にもワンストップで対応する取組を今年度から実施しております。

令和7年度は、就業者が少ない女性運転士の採用・定着に向け、休憩室の準備等、誰もが働きやすい職場環境づくりに対して支援を行ってまいります。

また、市町への支援につきましては、地域における移動手段の確保に向けては、市町による取組の活性化が欠かせないということでございます。また、高齢化の進展により、ドア・ツー・ドア輸送などのきめ細やかな移動サービスの需要も高まっているところでございます。

このため、県では今年度、地域内交通の予算を大幅に増額し、新たに移動サービスを導入する市町への財政支援を行っており、11市町で活用していただいているところでございます。

例えば、菰野町では、帰宅時間帯に町外の鉄道駅から町内に運行する相乗り交通の導入経費の一部に活用されております。

また、市町への情報提供も重要なことから、年明けには県内の市町長に対しまして、公共ライドシェアなど有償運送の諸制度を紹介するとともに、今月4日には三重運輸支局と共催で、市町職員を対象としたセミナーを開催したところでございます。

人口減少が進み、担い手不足が顕著になる中で、従来の手法だけでは住民の移動ニーズに対応することが一層難しくなることが想定されます。今後はとりわけ、第二種運転免許を保有しながら一般ドライバーも活用できる公共ライドシェアに基づく移動手段が重要になってくるというふうに考えておりますが、県内では9市町の導入にとどまっているというところでございます。

令和7年度におきましては、財政支援と伴走型支援の両輪で市町を強力に支援し、地域の交通事業者の力も借りながら、公共ライドシェアの導入を積極的に進めてまいります。

引き続き、国や市町、地域の交通事業者と連携しながら、持続可能な地域公共交通の実現に努めてまいります。

〔35番 服部富男議員登壇〕

○35番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

地域連携・交通部におかれましては今回、いろいろこの政策等に実際に新規の事業が非常にあるということも確認をさせていただいております。新しく始める、スタートなんだというような思いを感じられることがたくさんございますので、その辺のところ、やはり市町の行政としっかりと連携を取っていただいて、三重県が発信をすること、そしてまた、市町がそれに応えていただくこと、それが非常に大事だと私も思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

時間の関係で、すぐ次に進めさせていただきます。

3番の、災害ボランティアの円滑な活動に向けてを環境生活部にお尋ねするんですが、実際に能登半島の地震が起きた状況の中で、1月10日ぐらい

だったと思いますが、それこそSNSだとかツイッターとか今はXですね、そういったところにやはり書き込みをされた状況がございました。当然、石川県の状況の中で、災害が起きた状況ですぐにはボランティアの方は入れない、インフラの整備をしなきゃ入れない、そういったこともやはり問題になっていただろうなというふうに思っておりますし、それによってもうボランティアに行くのをやめとこかとか、そういうような非常に多くの方が断念をされたということも聞いております。実際に能登半島地震においても多くの個人とか団体が災害のボランティアとして御尽力をいただいております。実際には、まだまだ復旧・復興に向けての大きな力となって、今、ボランティアの方が活動していただいているのは本当に私たちも心から感謝と敬意を表させていただきたいと、このように思っております。

質問は、防災についてとか減災についてとか災害はどうするんだということ、これを本来は私もこの代表質問では質問しなきゃいけないのかは分かりませんが、下支えをしていただく災害ボランティアの方が、今般の地震では発災直後に災害ボランティアの受入体制が整わない中に、災害ボランティアに対する受入情報の発信過程において誤解を生じている、そういった混乱があつて、実際にテレビにもちょうどこの1月にメディアにも取り上げられていました。ボランティアにもう来てもらわなくて結構だというような考え方でずかなくて飛躍したそのコメントをされる方もありましたけれども、それはあくまでもやはり身の危険があるような災害現場へボランティアの方に、どうぞ行ってください行ってくださいと言えぬわけがないんです。それはしっかりと連携を取って、災害ボランティアのセンターも当然でございます。

三重県として三重県に災害が起きた場合に実際にどうするんだ、こういった教訓を踏まえると、今後南海トラフ地震の発生が想定される状況の中で、大規模災害に備えるための災害ボランティアの円滑な活動に向けて三重県と、そしてまた、今の災害ボランティアセンターとしっかりと連携を取っていただいて、そしてまた、災害対策本部としっかりと密に連絡が取れるような強化をしていただける、これがそういったところの受入体制の安全体制を充実さ

せておくことが不可欠であると私は考えておりますので、環境生活部、県のお考えをお伺いしたいと思います。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それでは、災害ボランティアの円滑な活動について御答弁申し上げます。

台風や地震などによりまして災害が発生した際には、行政だけでなくボランティア団体や企業など多様な主体の皆さんが被災者支援に大きな役割を果たしていただいております。そのため、災害ボランティアが円滑に活動できるよう、行政や社会福祉協議会、ボランティア団体など関係団体等が連携し、受入体制を強化することが重要であると考えております。

県内で大規模災害が発生した際には、県、三重県社会福祉協議会及びNPO団体等の7団体で構成しますみえ災害ボランティア支援センター（MVSC）を設置することとしております。このMVSCでは、災害ボランティアを受け入れる市町の現地災害ボランティアセンターの後方支援や現地の活動に役立つ情報発信など、円滑な災害ボランティア活動に向けた取組を現地災害ボランティアセンターと連携して行っているところでございます。

お話のありました能登半島地震では、発災直後に地域によりましては災害ボランティアの受入体制が整っておらず、被災者ニーズの調整に時間を要したこともあったというふうに聞いております。

現地には災害ボランティアの担当職員も入らせていただきましたけれども、発災時に迅速かつ円滑に災害ボランティアを受け入れるためには、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体等が平時からつながりを持ち、顔の見える関係づくりを進めていく必要があると改めて認識したところでございます。

こうした中で、災害ボランティアの受入れにおける関係団体等との連携について理解を深めるため、新たに令和6年7月、市町担当者向けの研修会を開催したほか、10月には松阪市において行政、社会福祉協議会、地域のボランティアの皆さんが参加し、災害時に備え平時からの関係づくりについて意見交換を行うワークショップを開催しました。また、この1月には広く市町

や関係団体等が災害時におけるつながりの必要性について考えるシンポジウムを開催したところでございます。

今後もこういった取組を進めるなど、災害ボランティアの受入れに必要な連携が進むよう、市町を支援してまいります。また、平時に様々な分野で活動していただいているボランティア団体等に、被災者支援について知っていただくための研修会を開催するなど、引き続き多様な主体との連携強化に向けた取組を進めてまいります。

〔35番 服部富男議員登壇〕

○35番（服部富男） 御答弁ありがとうございます。

万が一のことを想定して、この災害ボランティアと有効に連携を取っていただいて、こういうことは起きてはいけないんですが、備えというものは重要ですので、どうぞまたよろしくお願ひしたいと思います。

もう時間がございませんので、すぐ次の項に移らせていただきたいと思います。

4番目の、災害時における歯科巡回診療について医療保健部にもお尋ねをしたいと思います。

国が災害時の歯科保健医療提供体制として整備されます大規模災害時には避難所等で歯科保健医療提供体制確保が重要であるというようなことから、令和6年度の国の補正予算で10億円が計上されております。実際に三重県も都道府県のほうの選に漏れないように、早くから強く国に対しても要望を提出されておられました。そういった意味で、歯科巡回車両の予算もしっかりとこの令和7年度に予算が計上されていくんだろうというふうにも思っております。

私たちが自由民主党三重県連と、そしてまた、会派、自由民主党・草莽で昨年の令和6年の12月19日だと思いますが、知事に対して要望、提言をさせていただいた。その中でのこの今の歯科巡回車両の提供というものをしっかりと見据えていただいて、この三重県歯科医師会の皆様も非常に感謝をしておられたわけでございます。その辺のところを国から決められた、災害のと

きは当然どんどんどんどん前へ出ていって行かせていただくんだから、実際に問題点であるのは歯科医師をどういうふうに確保するのか、それとまた、平常時での実際の運用はどうかというようなことが非常に難しい課題として残るのではないかとということにも考えておりますので、その辺のところを歯科巡回診療について、この医療保健部の御見解をよろしくお願い申し上げます。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 能登半島地震におきましては、日本歯科医師会が災害派遣チームとしてJDATを派遣しまして、被災地の避難所等での歯科診療活動を実施しておりました。特に被害が大きかった地域では、歯科診療車両の派遣を受けて、避難所では治療が困難な診療を行うために、臨時の歯科診療所を開設することにより、口腔管理が行われたと聞いております。

こうした能登半島地震の経験を踏まえまして、先ほど議員もおっしゃられたように、関係団体と連携して歯科診療車両の必要性を国に対して訴えかけてきましたところ、国のほうでは、補正予算において歯科診療車両の整備に係る補助制度が創設されました。

県としましては、この補正予算を活用しまして、令和7年度当初予算に歯科診療車両の整備支援のための費用を計上し、歯科診療体制を災害時において支えるために歯科診療車両の整備を支援してまいりたいと思っております。

平時の活用につきましては、国の説明資料につきましても平時に使用可能な状態で維持することと記載しておりまして、県としても災害時に直ちに活動するために平時にどのように使用していくかを考えていくことが必要かなと考えております。

令和7年度当初予算が議決して支援が確定しましたら、まずは災害時に歯科診療車両を活用した診療体制について関係団体としっかりと協議を進めてまいります。

平時の活用に当たってもどのようなニーズがあるかを見極めながら、活動費用や人的体制などの課題もあるものですから、関係団体と検討をしてまい

りたいと考えております。

〔35番 服部富男議員登壇〕

○35番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

何かお聞きするには、まだまだ国のほうも平時の場合の条項がなかなかまだ決まっていないような、調査しておられるような状況やに聞いておりますので、その辺のところをはっきりといたしましたら三重県歯科医師連合会としっかりと連携を取っていただいて、いいような状況をつくっていただきたいというふうに思っております。

時間がございませんので最後の質問に入らせていただきます。

農業の持続的な発展についてなんですが、担い手の確保についてと担い手の生産体制の強化についてお尋ねをしたいと思います。もう一緒に答弁をしていただけるとありがたいんですが。

今、米価の問題で非常に米が不足をしているのか、あるのかどうか分からない、こういうような状況も聞かせていただいて、昨年度の2023年の実際に収穫量は18万トンの増だということは聞いておったんですけれども、ここに来て2024年になったら21万トン足らないんだ、なくなっているんだと、どこ行ったんだろうというふうな状況にもございます。ですから、やはりそういった状況もこの今の農業をやっておられる多くの方がおられるわけでございます。

その人たちの日々のこの田んぼに対して、米作りに対しての思いというのは非常に大きいんだというふうにして、今度、お米を食べていただくときは、私も父親の田んぼを学生時代に少し手伝いをしました。やはり私も一つの苦勞を分かっていたいただけるようなお米であってほしいと思いますし、約50年続いた減反政策が2018年からなくなりまして、2018年に実際にフリーになったような状況の中で、今、こういった事態が起きておるんじゃないかというふうに思いますし、誰も彼も通販でお米が買える時代、そういった時代の非常にもうかる農業ということでどんどんと推し進めておったのが、もうからない農業になってしまう。実際に働いておられる、米作りしておられ

る方が利益が上がらなきゃいけない、農業に従事している人が利益が上がるような政策でないことには担い手が、じゃあ、私も頑張って農業をやってみようというような方はなかなかないのではないかなと思いますし、担い手においても生産がどのような形で、天候によって作付が悪くなったりいろんな状況が起きる、そういったときにどのようにして暮らしを、経営を、運営をしていくのか、心配になる状況も担い手にはございますので、その辺のところ、農林水産部の御見解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 農業の担い手の確保という点について御答弁を申し上げます。

農業従事者が急速に減少する中、食料の安定的な供給に向けまして、本県農業を持続的に発展させていくために、生産の中心となる担い手の確保が極めて重要だと認識をしております。

本県では、新規就農者の確保に向けまして就農を希望される方に向けて農業大学校ですとか就職・就業フェアの開催などで対応しているほか、また着実に農業に定着できるように農業改良普及センターが中心となって営農計画の策定や技術支援などを実施しているところでございます。

令和7年度につきましては、この対象とする担い手の幅を広げまして、年齢、性別、国籍に関わらず多様な方々が農業で活躍できるように、さらに取組を強化したいと考えております。具体的には、中高年の就農促進に向けて50歳以上の方を対象とした機械や施設の導入ですとか、女性の働きやすい環境の整備に向けた休憩室やトイレの設置、また労働者数が増加しています外国人材の活用に向けたセミナー開催などに必要な経費について支援を行ってまいりたいと考えております。

今後も引き続き、関係機関と連携して、食料の安定的な供給につながるよう取組を進めてまいります。

○議長（稲垣昭義） 中野部長、生産体制の強化も続けてお願いします。

○農林水産部長（中野敦子） 生産体制の強化についてでございますけれども、

本県、大規模農業から小規模な家族農業など様々な経営の規模、それから地域の実情に応じた取組を進めているところでございます。

水田農業ですとか茶、かんきつ栽培を中心に生産の効率化、それから経営の効率化、また営農の広域化などにも取り組んでおります。

令和7年度には、こうした取組を一層進めるために、新たに機械化によります野菜の効率的な栽培モデルの構築ですとか、あるいは将来地域の担い手となります小規模農業者の機械導入などにも取り組んでいきたいと考えております。

引き続き、多様な担い手の確保、それから生産体制の強化を図りまして、食料の安定的な供給につなげてまいります。

〔35番 服部富男議員登壇〕

○35番（服部富男） 本来でしたら農林水産部長にはもっとしっかりと御答弁いただいて、時間を取らせていただくのに、申し訳ありませんでした。私もはしょって説明してしましまして、何が何だか分からないんですが。

実際に2月23日の中日新聞には、この三重県の生産量、13万5946トンというふうに想定をされたということでもございますので、三重県のお米がどんどんといいお米が取れるように願いながら、時間が参りましたので。

この農業というのは一番中心の、一番最初の日本の歴史が古代からの農業でございますので、その辺のところ一番大事な状況じゃないかなと、第一次産業をしっかりと復活させるためにも、しっかりとまた我々も働かせていただこうと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

時間が参りましたので代表質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時20分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○議長（稲垣昭義） 代表質問を継続いたします。44番 日沖正信議員。

〔44番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○44番（日沖正信） 会派新政みえ、いなべ市・員弁郡選挙区選出の日沖正信でございます。議長のお許しを得まして本日の代表質問に登壇させていただきます。よろしくお願いいたします。

服部議員も先ほど述べられておられましたけれども、先頃から続きました寒波によりまして、北勢地方ではたびたびの積雪に悩まされました。何度も除雪に御苦労された方も多いと思いますけれども、もううんざりという方が多いのではないかと思います。今日から暖かくなりそうでございますので、どうかこれで雪は終わりにしてもらいたいものでございます。

質問に入らせていただきます前に、御容赦いただきまして、少し地元の話を添えさせていただきたいと思っておりますけれども、地域の皆様の御協力を得ながら三重県北部で鋭意事業を進めていただいております東海環状自動車道のいなべインターチェンジがいよいよこの3月29日に開通いたします。地域の発展への期待がますます高まってまいることとなりまして、事業を推進していただいております国土交通省、NEXCO中日本、三重県、地元行政並びに関係事業者の皆様におかれましては、改めて感謝を申し上げますとともに、最後に残ります岐阜県との県境間の早期完成に向けまして、引き続きよろしくお願いいたします。東海環状自動車道の延伸によりまして、いなべがますます近くなってまいります。ぜひ皆さん、いなべへ来てください。きっと新たな発見、新たな感動に出会えるはずでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、令和7年度当初予算にかける知事の思いについてということで、端的にこのたびの質問の最初にお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

今回の議案に上程されました令和7年度当初予算は、子ども施策、南海トラフ地震対策、人材確保対策、インバウンド誘客を重点に取り組まれるとされておられるところですが、一見知事にとって1期目最終年度となりますこの令和7年度の当初予算を「みえ 未来 基礎固め予算」と名づけられたその意図とこの予算にかける知事の思いを、まず今日の初めにお伺いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 令和7年度の当初予算でございますが、12日に全員協議会で御説明を申し上げたとおり、大きく二つのテーマを掲げておりまして、一つは、県民の命と尊厳を守ること、そしてもう一つが未来を拓くということでもあります。県民の命、財産を守るのは行政の一丁目一番地であるというのは県議会でも何度も御答弁をさせていただいたわけでございますが、今回それに加えまして条例を幾つか調製するというので、尊厳を守るというのも付け加えさせていただきました。未来を拓く、これは三重県の成長を期して、さらに三重県が発展するようにと願うのは、これも行政の大事な仕事でございます。その二つを中身とする予算でございますが、議員御指摘のように、12日の記者会見で「みえ 未来 基礎固め予算」というふうな、名前をつけるのであればということですが、そういうことで言わせていただいたわけでございます。

予算といいますのは目先の課題への対応と、これも大事なんでございますけれども、当たり前ですけど、予算は近い将来、あるいは遠い将来を見据えて編成をしていかないかんという側面もございます。そこで、あえて未来というのを入れさせていただきました。みえについては申し上げるまでもありません。

基礎固め予算と、これは何でかということなんですけど、知事に就任させ

ていただいて3年5か月で、自分なりに見えてきました三重県の弱い点、解決していかないかん点、これが様々ございます。それから、メリット、ええ点、これは営々と先人が努力をしてこられて、三重県の長所というんでしょうかね、強みというのがございます。これはさらに伸ばしていく必要があるだろうということで、そのための基礎をしっかりと固めて、そしてその上に堅固な建物を建てていく、まずは基礎を固める予算かなというふうに思いましたので、この名前をつけさせていただきました。

キャッチフレーズも大事なんですけど、もっと大事なのが予算の中身でございまして、特に注力をする取組ということで、12日にも発表させていただきましたが、主として八つ、もちろんほかにもあるんですが、八つの柱を御説明申し上げたところです。

一つは、子ども・子育ての支援でございます。まるごと支援パッケージ、これが3年目に入ってまいりました。これは私が知事になる前から三重県は子ども・子育て支援をしっかりとやってきておりますが、さらにそれを加速をさせてきたつもりでございます。みえ子ども・子育て応援総合補助金、これは市町からもある程度の評価をいただいているというふうにも思いますし、老朽化した国児学園、あるいは北勢児童相談所、一時保護所の建て替え、これも推進をしております。徐々に子育て支援、子ども施策については形が見えてきたような気がしてございます。

防災対策、これも大事であります。今回の令和7年度の予算では、いのちを守る防災・減災総合補助金。これは仮称ですが、これを創設して市町を支援をしようというふうに考えておるところでございます。

さらに、みえ防災ナビ、あるいはマンホールトイレ、オペレーション・シチュエーションルーム、災害即応出動車の整備、これもやってまいりました。さらに対応を進めることによって、防災対策も強化していきたい。これも子ども施策と並んで徐々に形が見えてきたんちゃうかなと思ってございます。

それ以外にも観光振興、あるいは産業の成長の支援、これは半導体とか洋上風力発電も入ってまいりますが、そういったものをしっかりと対応してい

く必要がある。観光振興のほうは、これは弱みの部分でもございます。インバウンドの回復率は全国47位ということです。これは令和元年の10月と令和6年10月との比較でありますけど、このウイークポイントを克服していかないかんということで反転攻勢をする必要があります。データに基づいて戦略をきちんとつくっていく、これが基礎固めということの意味の一つでもあるんですけれども、行き当たりばったりの思いつきの施策ではなくて、我々は三重県というのはどこに強みがあってどこに弱みがあるのか、それをしっかりと見据えて、そして分析もして、その上でどういうふうにやっていったら三重県の弱みが克服できて、三重県の強みをさらに伸ばせるか、こういうことを考えていかないかんというふうに思っています。

農林水産業もとても大事です。例えば、伊勢茶のプロモーションだとか、あるいは水産業で言うと高水温に強い養殖魚種の導入の検討、これも必要ですし、農業についてもしっかりと議論していこうということで、そのための予算も用意をしております。

いずれの取組も基礎を固めやんと砂上の楼閣になりますので、基礎を固めてその上にしっかりと建物を建てていくということを意識しまして、予算を執行してまいりたいと考えております。

〔44番 日沖正信議員登壇〕

○44番（日沖正信） どうもありがとうございました。

知事のほうから来年度、令和7年度当初予算についての思い、未来への基礎固めということで広く細かくお答えをいただきまして、ありがとうございました。

私は、一見知事は派手なパフォーマンスはあまりされない方のように思われますけれども、地道に確実な成果を積み重ねていこうとされる方だというふうな印象を受けさせていただいております。どうか着実に三重県の県民の皆さんのために未来への基礎固め、よろしく願いを申し上げたいというふうに思いますけれども。

ただ、「みえ 未来 基礎固め」という言葉には、1期4年の取組をしつ

かりと基礎に据えて、一見知事が目指す明日の三重県をつくっていくための次のさらなる4年間のステージに向けた熱い思いも込められているのだらうと、これは誰もが感じさせていただくところではないかと思うんですけれども、端的にいま一度お聞きしますけれども、そのような受け止め方をさせていただいてよろしいのでしょうか。いま一度、よろしくお願いいたします。

○知事（一見勝之） 基礎固めについては、さきほど御答弁をさせていただいたもの以上でも以下でもないということでございますので、基礎をしっかりと固めて、その上に強固な建物をつくっていく、これは必要だろうと思っておりますが、それが誰かというのはこれからのお話かなとは思ってございます。

〔44番 日沖正信議員登壇〕

○44番（日沖正信） ありがとうございます。

なかなか明確にお答えいただけるものではないと思いますが、ちょっと失礼をさせていただきましたけれども、いずれ近いうちにまた何らかの御発言もあるのか分かりませんが、皆さんが期待もさせていただいてるところではないかというふうに思っております。どうかしっかりとまた新年度のかじ取りを、予算額も多いことでございますし、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

それでは、2項目めの質問として入らせてもらいますけれども、人口減少対策について質問をいたします。先ほどの服部議員と一部重複するところもでございますけれども、御容赦をいただきたいと思います。

まず、この質問の一つ目として、三重県人口減少対策方針の取組について伺います。総務省が1月31日に発表した2024年の住民基本台帳人口移動報告によりますと、東京都の転入超過は全国で最多の7万9285人で、前年度に比べまして1万1000人増えたということでありまして、さきのコロナ禍において一時、5433人まで減少が見られました東京一極集中は再び進みまして、新型コロナウイルス感染症が拡大した時期の前の水準にほぼ戻ったとのことでございます。

ちなみに、東京都以外で転入超過となりましたのは神奈川県、埼玉県、大阪府、千葉県、福岡県、山梨県の6府県、転出超過となったのは三重県を含めまして40の道府県でありまして、三重県の転出超過は6326人という状況のようでございます。

また一方で、出生数についてですが、厚生労働省の発表によりますと、2024年に初めて70万人を割り込み、推計で68万7080人になるとのことでございます。出生数は減少の一途をたどっておりまして、少子化が進む影響で昨年度、三重県内の小・中学生は共に過去最少を更新したとの公表もあったところでございます。少子化と人口流出によりまして地方の減少はますます加速していくように感じられます。

人口減少が深刻化する中で、先ほど服部議員も触れられておられましたけれども、石破総理大臣の政策の核である地方創生は、令和の日本列島改造として強力に進めようとしておられるところですが、今日に至る状況を省みますと、今後相当思い切ったことをやっていただかないと、地方の人口減少の勢いを変えることはできないのではないかとと思うところでございます。

さきの議会におきまして、我が会派の藤田代表が、石破総理が進めようとする地方創生に関わって質問された際に、知事は、霞が関出身の知事が中心となり東京一極集中の是正で結束されておられること、企業の地方移転に係る税制の見直しについての県からの要望を知事会を通じて国に提案をされておられることなどお答えになられておられました。どうか一見知事におかれましては、不退転の決意で東京一極集中是正をはじめ、人口減少対策についての大胆な取組を国に求めていただけるようお願いをさせていただきます。

このような中で、三重県では、令和5年に策定されました三重県人口減少対策方針の下、自然減対策と社会減対策を両輪に取組を進めていただいているところです。本方針の中では、これまで三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、様々な取組を実行してきておりながらも十分な成果に結びついたとは言えないとの総括もされた上で、今後、人口減少対策を推進して

いくに当たっては、『①対策の「選択と集中」、②エビデンスに基づく対策、③国や市町等、多様な主体との連携に留意しながら対策の実行に当たっていくことが重要』であると示されています。

三重県人口減少対策方針では、10年後の中期展望を人口減少幅の緩和の兆しが見える時期とするために、令和5年度から令和8年度までの4年間の取組方向を位置づけています。そのために、4年後の目指す状態として、一つは「希望する人が結婚できるとともに、安心して子どもを産み育てることができる仕組みや制度が整いつつある」、またもう一つは、「地域の産業活動が活性化し、働く場の充実に向けた取組が進んでいる」、また一つは、「県外へ進学した若者のUターンに向けた取組が進みつつある」、さらには「市町や地域において、移住を受け入れる環境づくりが進んでいる」というような四つの状態を目指して、エビデンスに基づく効果的な対策に取り組むこととされています。

そこで政策企画部長にお聞きしますけれども、今、4年間の中間となる現時点におきまして、目指すその四つの状態の進捗状況はどうなっているのかについてお聞かせ願いたいと思います。

また、2年後、県民の皆様はその進捗を実感してもらうために、令和7年度は四つの状態の改善に向けてどのように取り組んでいかれるのかも、併せてお聞かせください。

よろしくお願いいたします。

〔小見山幸弘政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（小見山幸弘） それでは、4年後に目指す状態の進捗状況と、それと令和7年度の取組について、四つの項目について御答弁させていただきます。

今、議員のほうからも御紹介いただきましたけれども、県では、令和5年度に策定いたしました三重県人口減少対策方針において、10年先の中期展望を設定した上で、当面4年間の取組で目指す状態を位置づけ、全庁を挙げて人口減少対策に取り組んでおるところでございます。

まず、4年後に目指す状態の一つ目でございますが、結婚や子育てに係る仕組みや制度につきましては、令和5年度からみえ子ども・子育て応援総合補助金を創設し、市町の取組を支援しておるところでございます。令和6年度には県内全29市町57事業に取組が拡大するなど、工夫を凝らした市町独自の事業創出につながっており、子育て支援の取組が広がりを見せておるといふふうに考えておるところでございます。

それで、令和7年度は、これまでの取組に加えまして、仕事と家庭の両立支援やマッチングシステム導入による出会いの機会の拡充など、さらなる充実に努めてまいります。

二つ目の項目でございますが、働く場の充実に向けた取組につきましては、働きやすさで選ばれる三重を目指し、働き方改革推進企業の登録・表彰制度を設けており、令和6年度には過去最高となる169社に御登録いただきました。また、令和6年10月に創設いたしました奨励金制度につきましても27社に御活用いただくなど、働き方改革に取り組む企業は着実に増えておると考えておるところでございます。令和7年度は、県内企業の短時間正社員制度の導入・活用を促進する等、多様で柔軟な働き方を推進してまいります。

三つ目でございます。三つ目の、若者のUターンに向けた取組についてでございますが、高校生などの声を受けて実施いたしましたLINEによる三重県の就職情報や暮らしの魅力などの発信や県内移住等を条件とした奨学金返還支援の募集定員の拡大など、Uターン促進に向けた取組を進めておるところでございます。一方、こうした中におきましても若者の転出超過が続いておるため、令和7年度は新たに進学希望者が多い普通科の高校生を対象とした地域企業を学ぶ取組や様々な媒体を活用した三重で暮らす・働く魅力の発信など取組を拡充してまいりたいと考えております。

四つ目でございます。市町の移住を受け入れる環境づくりについてでございますが、県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用に係る支援等、市町の移住者を受入体制の充実に受けた取組を実施しております。本県への移住者数は年々増加しており、令和5年度までの9年間の実績は3794人と

なっております。また、令和6年度の移住者アンケート調査で把握した地域ごとの傾向に基づき、令和7年度は移住希望者のニーズ・特性に応じたプロモーションを実施するなど、さらなる移住の促進に取り組んでまいります。

それぞれの項目、取組の一部を御紹介させていただきましたが、今後も引き続き、4年後に目指す状態に向けてエビデンスに基づく効果的な人口減少対策を着実に進めていきたいと考えております。

〔44番 日沖正信議員登壇〕

○44番（日沖正信） どうもありがとうございました。

目指す四つの状態、進捗状況、それぞれ一つずつ丁寧にありがとうございました。中間ということでございますのでどうか、改めてお尋ねはしませんが、次のあと2年でしっかりと県民の皆さんに進んでいるという実感が持てるように、ぜひ後半、お願いしたいというふうに思います。これまでの取組、なかなか十分な成果に結びついていないということの総括の上に、この人口減少対策方針をつくられておるわけでございますので、どうかまた、看板や仕組みが変わっただけみたいな印象になってもあきませんので、ぜひしっかりと進めていただけますようお願いを添えさせていただきます、次の質問に行かせていきますが、この質問の二つ目としてジェンダーギャップの解消に向けた取組に注力する知事の思いについてお聞きいたします。知事の思いばかりになって申し訳ないですけれども、思いについてお聞きいたします。

男女の賃金格差、家事・育児の女性への負担の偏りなど、三重県のジェンダーギャップが若年女性の県外流出につながっていると言われています。三重県のジェンダーギャップ指数は、経済分野で47都道府県中46位であるということで、このことを知事は深刻に受け止めておられる旨の発言を聞かせていただいているところでもあります。ジェンダーギャップを解消し、三重の女性活躍を推進するための事業がこれまでも行われてきましたし、若い女性の嗜好に沿うような企業の誘致にも取り組んで来られております。

このたび、知事は改めてジェンダーギャップ解消に注力し戦略を立てて取

り組んでいかれるとされておられますので、このことに関してお聞きしますけれども、これまでの取組をどのように捉えられた上で戦略ということにつながってきているのか、またこれから策定される戦略はどのような内容のものをお考えになられているのかお聞かせください。よろしくお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 人口減少対策の取組につきましては、先ほど政策企画部長がその中身について御説明をさせていただいたところでございますが、令和5年の8月につくりました人口減少対策方針、これに基づきまして対策を講じていくものです。

ただ、これは観光のほうの政策もそうなんですけど、政策を進めていっても一朝一夕に答えが出てくるものではありません。うまずたゆまずしっかりと対応していくということが大事なかなと思っております。

今、どんなことをやっ取るかというのを県民の皆さんに、これは議員がおっしゃったとおり、こういうことやっていると、成果が少しずつ上がっているところは上がっている、まだ上がっていませんけど、これはどうしてもやらなあかんのですということもきちんと説明していくのが我々行政の務めかなと思ってございます。

先ほど申し上げました人口減少対策方針の中で、ジェンダーギャップの解消、柱の一つとして掲げさせていただいています。これは今までも女性の地位の向上、あるいは働きやすい職場ということで、三重県も様々取り組んできたところであると思いますが、令和5年度ですが、みえ働くサスティナラボということで、県内で働いておられる女性28名の方の御意見を聞いて、どういうところを変えていくべきなのかということを議論してまいりました。これは私もウェブも含めて3回参加をさせていただきました。そこで出てきた意見は、やっぱり企業のトップもしっかり意識を変えてもらう必要があるわねという話やとか、あるいは働き方を改善しようとしているんやけど財源がないと、そこに県から支援をしてくれないかなという話ですとか、あるいは自分が将来どんな形で管理職になって、さらに上を目指していくのか、そ

ういうそのロールモデルと言いますけど、自分の先人の姿が見えやんで、そういう人らの話も聞いてみたいわというような話がありました。そういったことを丁寧の一つ対応してきまして、令和6年度は1億円の予算をつけまして、これを進めていこうということでやらせていただいていたところですよ。

それから、産学官で令和6年度議論するというので、さらにステージを上げてやってきておるところでございます。

ジェンダーギャップの推進については議論、議員御指摘のとおりでございますので、これは三重県の弱みでございます。何とかしていかなあかん。雇用形態の男女差もあるということです。

先ほど予算について基礎固めというふうに申し上げました。行き当たりばったりで何かをやっていく、これはできることはできるんですけど、これはそのときの一過性の話でありますので、むしろ三重県のその弱いところは、何で弱いのか、そこをしっかりと分析をした上で、それに対して何をやってったら変わっていくのか、それを考えていく必要がある。したがって、戦略をつくろうという話を県庁の人たちとしているところでございます。

この戦略をつくるのは、来年度、予算を私ども提示をさせていただいてますので、すぐに執行したいというふうに思っておりますが、もっと早よやらなあかんと。この46位という数字はとにかく変えていかなあかんという思いもありますので、ちょっとでも早よ取り組むために、2月補正予算にその戦略を策定するための予算の一部を前倒しをさせていただいて、私どもから提案をさせていただいているところでございます。これをお認めいただければ、年度内に有識者会議も開いていきたいと思っています。

中身はこれからの議論なんですけど、大体おぼろげに形は見えてきておまして、一つはやっぱりアンコンシャスバイアス、これを解消しないかんと。はっきりとは分からんですけど、何となく潜在的な意識の中に男女差みたいなものを入れている、これはちょっと変えていかないかんなど。あるいは多様な働き方の選択肢、例えば短時間の正規みたいなものはまだ日本で、三

重県でも少ないんですけど、やっていかなあかんとか。あるいは家事代行みたいなものも充実をさせていったらジェンダーギャップの解消には役に立つんじゃないかなというようなこともございます。

また、県庁内にもチームというか、ワーキンググループ、ジェンダーギャップ、県庁の中にもあると違うかなというので、どういうところにあるやろという議論をするためのグループもつくろうとしておるところでございます。

あらゆる主体と連携して取組を進めていきたいと考えてございます。

〔44番 日沖正信議員登壇〕

○44番（日沖正信） ありがとうございます。

知事から人口減少対策に関する取組も含めて、ジェンダーギャップの解消に向けた戦略も含めた取組に向ける思いを聞かせていただいたわけでございますけれども、今日の時点でどんな戦略ですかとか、どんな中身かというのはなかなか、今の時点ではまだ早いのかも分かりませんが、大体の構想のようなものをお聞かせいただきまして、ぜひしっかり、もちろん多くの方の意見を聴いた上でのことだと思いますし、また今までの取組の総括も踏まえたことだと思いますので、ぜひ今後の戦略、しっかり関心を持たせていただきたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

それでは、3項目めの質問に入らせてもらいますけれども、今議会にも上程されております三重県子ども条例とありのままでみえっこプランについて質問をさせていただきます。

まず、その一つ目に、三重県子ども条例についてお聞きしますが、今議会において改正子ども条例案が執行部から議案として提出されています。現在の条例は子どもが健やかに育つことができる地域社会づくりを目的としており、平成23年4月の策定から一度も改正されず、間もなく14年を迎えようとしています。今回14年ぶりの改正に至った背景には、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、子どもたちの権利が侵害されていることがございます。県

内の児童虐待相談対応件数は、ここ数年、2000件台で高止まりしておりますし、いじめの認知件数も年々増加しており、令和5年度は過去最多となっております。

また、不登校児童生徒数も年々増加するとともに、子どもの貧困、ヤングケアラーといった課題も顕在化してきております。子どもを取り巻く環境の変化においては、少子化の進行により子ども同士で遊ぶ機会や異なる年齢の子どもたちで関わる機会が減少していること、地域コミュニティの希薄化により、子どもが異世代の人と関わる機会が減少していること、デジタル化の進展により、ほぼ全ての小学生がインターネットを利用しており、そのことで子どもがリアルな体験をする機会が減少していること、また特に新型コロナウイルス感染症の影響によりまして減少した地域行事、イベント、祭りなどはいまだ戻り切っておらず、子どもの体験機会が減っていることなどが上げられます。

このような環境の変化は、子どもたちの生きる権利、育つ権利、学ぶ権利、遊ぶ権利、休む権利などが脅かされることにつながっています。全ての子どもは自ら成長する力を持っており、無限の可能性があります。我々大人も子どもも、子どもの権利を守っていく、保障していくことが何よりも大事なことであると考えます。

子ども条例については県議会においてもこれまで強く関心をお示ししてまいりました。我が新政みえの杉本議員は、令和3年と4年の定例会において、三重県子ども条例の在り方の議論を、三重県子ども条例の見直しをということで、子どもたちの権利を守り、その育ちを温かく育める三重づくりをより進めるために、強い熱意で質問をされておられます。

また、昨年度には、県議会に子どもに関する政策討論会議を設置し、三重県子ども条例の改正に向けた提言も含めて議論の上、取りまとめられた提言書を昨年度、知事に対してお渡しをしている状況でもございます。

一見知事におかれては子ども政策を県政の重要な課題の一つとして、先ほどもございましたけれども、みえ子どもまると支援パッケージの策定、み

え子ども・子育て応援総合補助金の創設など、子ども施策を力強く推進されてこられました。そして、今後より注力していくという意味での子ども条例の改正につながっていることだと思います。このたびの改正条例案においては、権利の主体である子どもを真ん中に取り組んでいく姿勢が明確にされているところに大きな意義があるものと理解をさせていただいておるところでございます。

前置きが長くなりましたけれども、そこで一見知事に質問をさせていただきますけれども、このたびの議会に提案されました三重県子ども条例改正に対する知事の思い、また思いで申し訳ないですけど、この条例改正を提案された知事の思いを聞かせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 子ども条例、我々提案させていただいておりますけれども、やはりこの大きなきっかけは、県議会ですっかりと御議論をいただいたことでございます。先ほど議員からは杉本議員をはじめとして多くの方が御議論されて、そして政策討論会議も設置をしていただいて、我々も御提言をいただいているところでございます。そうした大きなうねりがあって、私も子ども条例を頑張って策定を、執行部案をつくらせていただいて議会に出させていただいているものでございます。

子どもが三重県の宝であるのは言うまでもありませんし、未来につないでくれる、特に三重県人というものがあるとすると、その命を将来につないでいってくれるのは子どもだということは何度も私も議会で答弁はさせていただいております。今回の条例は、きっかけは議会の皆さんからのお話、さらにその土台には何があったかということですが、児童の権利に関する条約、これが採択をされ批准され、そして平成23年に子ども条例が施行された。そやけど、それからもう10年以上がたつとるところが背景にあったというふうにお伺いしております。

子どもを取り巻く環境は大きく変化をしてきました。児童虐待、いじめ、

子どもの命や安心して生きる権利が奪われる事例が多発をしております。

また、子どもの権利については多くの子どもたちが知らないということを残念ながら言っております。これをどうやって認知度を高めていくかというのも大きな課題です。

したがいまして、子どもの権利保障をすること、これを正面からこの条例案は捉えておるつもりでございますし、三重の子どもを守り育てるための土台となるような様々な柱を盛り込んだ条例にしておるつもりでございます。この条例案を私どもは執行部案として提案させていただいております。検討の際には、政策討論会議でも御議論いただきました。また、個別にも様々な御提案を議員の方々から頂戴しております。それを一つ一つ丁寧に我々には対応させていただいているつもりではございます。

また、三重県こども政策検討会議というのを去年の5月から今年の1月まで6回にわたる議論をしていただきました。私も初回に出席をしまして、条例改正にかける思いというのをお伝えをさせていただいたところです。そこには三重県の高校生も出てきてくれまして、権利というものについて自分たちはもっと気づかなければいけない、それをちゃんと啓発活動をしてほしいという声もじかに伺いをしてきました。

多くの方々の御意見を踏まえまして、子どもの権利保障を軸としまして、子どもの安全・安心の確保とか全ての子どもたちの豊かな育ちとか子育て家庭への支援、これを盛り込んだ総合的な改正案を作成してございます。もとより予算については、議員御指摘のように、先に進めてきたつもりでございますが、この条例と予算が車の両輪になって、さらに申し上げますと、皆さんからも御意見をいただきますが、今後つくっていく計画と相まって全ての三重県の子どもが豊かで健やかに育ちまして安全・安心に暮らすことができる、こういう三重県をつくっていきたいと思っておりますので、引き続き御指摘をよろしくお願い申し上げます。

〔44番 日沖正信議員登壇〕

○44番（日沖正信） どうもありがとうございました。改めて知事から思いも

聞かせていただきました。

先ほど条例があって予算があるという、改めての知事の考え方も含めてお聞かせいただいたわけでございますけれども、このたび提案されておられます新しいこの条例案は、知事のお話にもございましたように、本当に多くの人の思いが込められた条例案だというふうに我々も思わせていただいております。子どもの権利が守られて、豊かな成長が図られていくように、共に上程されておりますありのままでみえっこプランと併せて県民の皆様と共にしっかり取り組んでいくための基礎になるものというふうに思わせていただいておりますので、しっかりとこの議会でまた改めて向き合わせていただいて、議論もさせていただかなければいけないと思っているところでございます。

御答弁ありがとうございました。

次に、三重県こども計画である、今、申し上げましたありのままでみえっこプランについても質問させていただきますが、こども計画はこども基本法におきまして、国のこども大綱を勘案し、都道府県こども計画を作成するよう努めなければならないとされておりますし、また三重県では、先ほどの改正子ども条例におきまして子どもに関する施策についての計画を定めるものとしており、法律に基づく都道府県こども計画と一体のものとして作成することが明記されているところです。

子ども条例の改正とともにこども計画の策定に向けた検討を進めるために、県は様々な分野の有識者、子ども・子育て支援団体の代表者のほか、高校生、大学生など子ども、若者当事者も参画する検討会議を設置し議論をされました。これは先ほど知事からも御案内があったところでございます。

また、県内各地においては、小学生から大学生までのグループによるこども会議を開催して、そこで出された意見を計画に反映させてこれれたと聞いてもでございます。

計画の名称につきましては親しみを感じてもらうために、検討会議やこども会議に参加した子どもたちの意見を踏まえて、ありのままでみえっこプラ

ンとされているところです。

このように子ども・若者の参画を得て各層各界による議論を幾重にも重ねられ物事を進めていただいていることを私としては大変重く、大切に感じさせていただいておりまして、今後もこの考えを持って進めていただきたいと思います。

さて、こども計画についても今議会の議案として提出されています。中身を見ておきますと、重点的な取組の一つとして子どもの意見表明及び社会参画の促進が位置づけられていますけれども、このようなことはこれまであまり取り組まれてこなかった部分であるとも思っております。

そこで、次は子ども・福祉部長にお尋ねしますが、子どもの意見表明、社会参画について、今後どのように進めていかれるお考えなのかお聞かせください。よろしくお願いいたします。

〔枡屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（枡屋典子） それでは、子どもの意見表明、社会参画の進め方についてお答えいたします。

子どもの意見表明、社会参画につきましては、児童の権利に関する条約において、全ての子どもの権利に通じる基本的な考え方、四つの原則の一つとして整理されております。

このため、改正子ども条例の基本理念、新たに策定するありのままでみえっこプランの重点的な取組に規定し、取組を進めることとしております。

県では、これまで様々な施策について子どもの声を聴き、反映するために、平成21年度から小学校4年生から高校3年生までのキッズ・モニターを対象に、インターネットを使った電子アンケートを実施しているところでございますが、令和7年度からはこの従来のアンケートに加えまして、オンラインや対面での意見交換を行い、機会の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、ありのままでみえっこプランの進行管理に、子どもの意見を反映するため、新たに子どもだけで構成する会議体を設置しようと考えております。

さらに、子どもに関わる全ての部署に、こども基本法や改正子ども条例で定められる子どもの意見の反映など、新たな視点や考え方を共有しまして、全庁的な意識改革を進めることで様々な場面で子どもの意見表明、社会参画に向けた取組が広がるよう促してまいりたいと考えております。

〔44番 日沖正信議員登壇〕

○44番（日沖正信） 部長より答弁をいただきまして、ありがとうございました。

子どもの意見表明、社会参画についてですが、新年度の予算の資料をお見せいただいても、事業の中に一部新しい取組として含めていただいておりますのはお見受けもさせていただきますけれども、ぜひこのところがしっかりと取り組まれていくべきものの大きな一つと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

去年1年間に自殺した児童や生徒は527人ということで、過去最多であったということが報道もされておりますし、また深い悩みを抱える子どもの多さが浮き彫りとなって、孤立する子どもを救うための取組が急務だというふうに思います。

また、今、闇バイトに引き込まれていってしまう若者であるとか、また都会のほうではホストにのめり込みすぎて借金漬けになってしまったというような若者などが社会で問題視されたりしておりますけれども、世の中で孤立化する若者であるとか生きづらい、力のない若者もたくさんおられます。このありのままでみえこプランの目指す姿に示されております、全ての子どもが豊かに育ち将来にわたって幸せな状態で生活することができる、この環境づくりを着実に推進していくためには、言うまでもございませんけれども、県民の皆様と共にしっかりと取り組んでいかなければならないと改めて思わせていただくところでございます。

この意見表明、社会参画については、教育委員会のほうもいろいろとお取組いただく部分はあるわけでございまして、今日は通告させていただいていけませんので、よろしくお願いしますということでございますけれども、県全

体でしっかりと県民の皆さんと共に取り組んでいただきますことを改めてお願いさせていただきまして、この質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは、4項目めの質問として、次はビジネスケアラーへの支援（仕事と介護の両立支援）について質問をいたします。

まず、その一つ目としてビジネスケアラーへの支援の取組についてお聞きます。高齢化や生産年齢人口の減少が進む中で、仕事をしながら家族の介護をする人、いわゆるビジネスケアラーが増えてきておりまして、介護のために仕事を辞める介護離職についても増加の傾向にあると聞いております。

我が国は4人に1人が65歳以上の高齢者が占めまして、既に超高齢化社会に突入しておりますが、2040年代後半には団塊ジュニアの世代が後期高齢者になり、人数の少ない現役世代が高齢者を支える構造がますます顕著となってくる中で、働く人が家族の介護をするという状況が将来さらに増えていくことは明らかでありまして、誰もが直面し得る問題です。

ここで映写資料を一つお願いしますけれども、（パネルを示す）経済産業省によりますと、ビジネスケアラーの数は2020年時点で約262万人、この資料の2020年のところを見ていただくと262万人となっておりますけれども、2030年には家族介護者のうち約4割の318万人、三角の印のところでございますけれども、このように推計をされております。

また、一番下のグレーのところでございますけれども、介護のために離職した人の数は毎年約10万人とのことでございますけれども、2030年には介護離職者がさらに11万人に上るとの見込みとなっております。

参考にちょっと見ていただきました。

ビジネスケアラーは仕事と介護の両立の負担から仕事に支障を生じたり、さらには離職に至ったりしてしまうこともございます。

また、このことは個人の問題だけではなくして、雇用する側、経営側の組織にとっても大きなリスクでありまして、2030年の経済損失は仕事の効率低下や離職者の増加による影響などで、実に9兆1792億円になるとの試算も出

ておるところでございます。

一方で、現在仕事と介護の両立を支援するために、介護休暇制度や短時間勤務などの制度がありますが、しかし何らかの支援を利用した人は全体で11.6%という調査の例もあるなど、ビジネスケアラーの支援策の普及率はまだ十分とは言えない状況でございます。これは制度の認知不足や利用に対する心理的なハードルが原因とされておりまして、このことが介護離職の増加にもつながる大きな要因といえると思われまます。

仕事と介護を両立するに当たっては、両立支援制度に関する個別の周知、相談窓口の設置や研修などを求める声が多いと聞いております。このような背景にある中で、経済産業省では2024年3月に仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドラインを策定し、両立支援は全ての企業で取り組むべき重要な課題とされておられますし、このたびの育児・介護休業法の改正においては介護離職防止のための個別の周知、意向確認、相談体制の整備など、雇用環境整備への措置が事業主の義務となっているところで。

企業による取組も徐々に進んできていることとは思いますが、まだ多くのビジネスケアラーが十分なサポートを受けられていないのが現状でありまして、さらなる柔軟な働き方の取組が求められています。

そこで、このような現状を踏まえましてお伺いいたしますけれども、まずは雇用経済部長にお聞きをいたします。ビジネスケアラーが離職することなく介護をしながらでも安心して働くことができるように、県として企業における両立支援の促進に向けた支援が必要と考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

また、続いて総務部長にもお聞きしますが、県内企業に両立支援の取組を促すためには、まず県自らが率先して職員への対策を実施する必要があると思いますが、県職員における実態の把握や両立支援対策はどのように取り組んでいかれるのかについてもお答え願います。

よろしく願いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、企業における仕事と介護の両立支援の促進に向けた今後の取組について御答弁申し上げます。

近年のビジネスケアラーの増加は介護離職の増加につながるものであり、労働力不足を一層深刻化させる社会的な課題であるというふうに認識してございます。

このため、企業への支援や働きかけを強化し、介護と仕事が両立しやすい職場環境づくりを進めていくことが大変重要であるというふうに考えております。

県では、これまで行ってきた働き方改革に関わる企業の登録・表彰制度や相談窓口の設置等の取組に加えまして、今年度、新たに三重県働き方改革推進奨励金を設けまして、介護休業等の取得促進に係るメニューを設けるなど、企業が労働者に制度の利用を促す契機となるような取組を始めました。

また、労働者にとって休暇・休業制度を利用しやすい職場環境づくりが進むように、企業に対して休みやすい職場づくりの重要性を喚起するとともに、具体策を紹介するセミナーやアドバイザーによる伴走支援を進めているところでございます。

さらに来年度は、育児や介護などで時間の制約がある方の活躍も進められる短時間正社員制度の導入・促進に向けて、モデル事業の創出やフォーラムの開催等を行うこととしてございます。

令和7年4月施行の改正育児・介護休業法に伴う国の取組とも併せ、より積極的に企業に周知・啓発を行っていき、活用につなげていくことで、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進してまいります。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） 県職員の仕事と介護の両立支援の取組状況についてお答えをいたします。

県職員が仕事をしながら介護が行えるよう、介護休暇や時間単位で休暇を取得できる介護時間等の制度を整備しているところでございます。

例えば、家族の介護や通院の付添い等で年間5日間利用できる短期介護休

暇につきましては、令和5年度に304名が利用するなど一定活用されていると認識をしております。

このような中、仕事と介護の両立について、今年度を実施をしました職員との懇談会やアンケートにおきましては、介護に関する制度が分かりづらいでありますとか、育児と比較すると介護については休暇等を取得できる雰囲気醸成されていないなどといった意見が寄せられているところでございまして、介護に取り組みやすい環境整備が求められている状況という部分を把握しているところでございます。

さらに国のほうからも各自治体に対し、条例の改正を含めまして仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化や職場環境の整備等が求められておりまして、本県においても本定例会において条例改正を提案しているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、次年度より職員向けの新たなウェブページの構築でありますとか、職員研修において40歳を迎える職員に対して情報提供を行うなど、介護に関する制度等の積極的な周知に取り組みます。

また、新たに介護計画書なるものをつくりまして、その計画書を使いまして所属長等との相談が効果的に行えるよう取り組むとともに、そうした面談を通して介護の支援を求める職員が個別の実情に応じて適切な支援が受けられるよう、仕事と介護との両立に向けた相談しやすい職場環境づくりも進めていきたいと考えております。

介護におきましては、要介護者の状態でありますとか介護が必要な方の家族構成等で一人ひとり状況が異なることを踏まえまして、全ての職員が制度を利用しやすい雰囲気を醸成するなど、職員一人が抱え込まず職場全体で支え合える職場づくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔44番 日沖正信議員登壇〕

○44番（日沖正信） しっかりとしたお答えをいただきまして、本当にありがとうございました。

今回、この質問をお願いさせていただきましたのは、このビジネスケアラというのみんなが分かっておりながら、なかなか光が当たってこなかったというか、意識が持たれてこなかったというか、働いてみえる皆さんにとっても、先ほども答弁の中にございましたけれども、いざというときにどうしたらいいかよく分からないとか、制度があってもどう使うのか、介護の環境もどうなっているのかというようにいろんなことがあって、この制度が一方でありながらもなかなか利用されてもこなかったというところがあるのだろうかというふうに思ひまして、改めてここに光を当てていただきたいなと思ひまして今日質問に取り上げさせていただきました。

特に県職員のほうでは、条例改正もあることで、相当いろいろとお考えをいただいとるということで職員の意見も聴いていただきながら進めていただいておりますということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、もしその中で何らかのノウハウが民間に取り入れていただけるということになってくるのであれば、ぜひ民間へも波及していただけますようによろしくお願ひしたいなというふうに思ひます。

どうもありがとうございます。

続いて、この質問の二つ目に入らせてもらいますけれども、人材確保対策に取り組む上での考え方についてという点でもお伺ひいたします。

ビジネスケアラの問題は、人材確保対策という面からも向き合っていかなければならない問題であると考えております。三重県では、新年度に向けて三重県人材確保対策推進方針（仮称）を策定しまして、人材確保対策には特に力を入れていかれるとされておられますことから、多様な人材の就労促進が図られていきますように期待をさせていただいているところでございます。

人材確保に取り組む中におきましては、新たな人材の確保をしっかりと図っていくこととともに、一方で今、働いている人が介護をしながらでも安心して働き続けられる環境を整え、介護離職等を防止することも人材確保対策として大変重要でありまして、仕事と介護の両立支援を官民挙げて取り組んで

欲しいと思っております。

そこでこのことについて知事の御認識と今後、人材確保対策を進めていかれる上でこの部分についてのお考えをお聞かせいただきたいので、よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私らちっちゃい頃は家族で寝たきりになられる方が出られますと、誰かが仕事を休んでそのお世話をせないかんということでありました。それでは、日本全体で活力が失われていくということで2000年に介護保険制度ができて、ようやく定着してきたような気がしております。

一方で生産年齢人口を見ますと、これは15歳から64歳ですけど、三重県を見ますと平成7年、1995年の124万人をピークにしまして落ちてきています。2020年には103万人、そして2050年には68万人でございますから、ピーク時の約45%減ということです。

働いていただかないかん、経済全体、三重県全体で労働力が不足をしている、人材確保をせないかんということもありますし、したがってそのためには、議員に御指摘をいただいた仕事と介護の両立支援、これをしっかりとやっていかないかんということでもありますし、そのためには実は介護人材というのは必要でございます。

今、県内には3万1000人の介護人材がいただいているというふうに承知しておりますけど、2040年には5600人不足するとも言われておりまして、さらなる人材確保が必要です。仕事と介護の両立のためには、今までの御議論で私ども部長が御答弁申し上げましたように環境整備と、それから人材確保、これが重要でございまして、人材確保対策推進方針、今、策定を進めておるところでございますが、この中でも介護人材、これを取り上げさせていただいております。

来年度の予算でも、例えば短時間正社員制度の活用、それをしていただける企業に奨励金をお渡しするようなことも考えておりますし、それから外国の方で、実は介護人材になっていただく方は国内の方もおられますが外国の

方もおいでになられるというふうに承知をしております、令和6年7月には議会のほうからも御推薦をいただいて、インドネシア保健省とMOUを締結させていただいています。さらには令和7年度の予算で、介護福祉士の資格取得の支援、外国の方ですね、そういったものも盛り込ませていただいているところでございます。

こういった予算も、そして方針もしっかりと策定をしていきまして、議員御指摘のビジネスケアラー、仕事と介護の両立をやろうとされる方が安心して働ける環境をつくっていきたいと考えてございます。

〔44番 日沖正信議員登壇〕

○44番（日沖正信） 知事からは、人材確保対策としての取組の観点から御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今後、人材確保対策推進方針を作られてしっかり取り組んでいただいている中には、ぜひ、もう今、答弁いただいたわけでございますけれども、改めてこういうビジネスケアラーのような立場の方々が継続して安心して働けるような環境づくりという観点もしっかりと、盛り込んでいただいていると思いますけれども、しっかりと位置づけて人材確保対策にも取り組んでいただきたいと思いますというふうに期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、もう時間が押してまいりました、最後の質問、5項目めとしてですけれども、近年、三重県でも出没件数が増加しておりますツキノワグマの対策について質問をいたします。

まずは、生息数の把握と対策の検討についてお聞きをします。参考に一つグラフを見ていただきたいと思いますと思うんですが、（パネルを示す）これですけれども、近年、全国的にツキノワグマの出没件数は増加傾向にありますけれども、本県では、現時点で一番右の令和6年度ですけれども、162件というふうになっております。これを見ていただいても歴然のように、その年によって出没件数は多かったり少なかったりがございますけれども、ここに来て昨年から比べますと本当に極端に、令和5年度の約4倍というようなことに

なっております、これからちょっと注視をしていかなければならないというふうに思わせていただいとるところです。

出没件数の増加に伴いまして、農作物、家屋、人への被害の増加が心配されるところでありまして、特に本県でも昨年8月にツツラト峠を下山中の方がけがをされた被害が起こっております。被害に遭われた方には改めてお見舞いを申し上げる次第でございます。

こうした中、国ではツキノワグマの生息数を把握するため、今年度、三重、和歌山、奈良の3県にまたがる紀伊半島地域個体群の調査を進めていただいております。

なお、本調査は1984年以来、約40年ぶりの調査となるとのことでございます。

1984年の調査では、紀伊半島地域個体群の生息数は3県で約180頭でありまして、生息数が少ないことから三重県自然環境保全条例によりまして、現在は三重県指定希少野生動植物種に指定されております。三重県でも出没数が急増している中、今後被害を防ぐためにも、改めて生息数をしっかりと把握し、それに応じた対策につなげる必要があると考えております。

また、本県には紀伊半島地域個体群のほかにも、北部では岐阜県などを中心に生息する白山・奥美濃地域個体群もいると言われていることから、各個体群の生息状況を確認する必要もございます。

もう一つ、写真のパネルを映写していただけますか。（パネルを示す）これは上が紀伊半島地域個体群、紀州の南部のほうに生息する希少種の熊でございます。下が北勢地域のほうにもおると言われております白山・奥美濃地域個体群です。写真を見比べましても違いは分からないか分かりませんが、紀伊半島地域個体群のほうは比較的小型のツキノワグマということで、そんなこともあって希少種というふうに言われておると聞いております。

そこで、農林水産部長にお伺いしますが、出没が増加しているツキノワグマにつきまして、本県における生息数の把握にどのように取り組まれるのか、また生息数に応じた対策の検討をどのように進めていかれるのか、

お聞かせいただきたいというふうに思います。

新年度の予算にも事業の中でいろいろと盛り込んでいただいていることは承知しておりますけれども、これは県全体に及ぶ大変重要なことですので、改めてよろしく願いいたしたいというふうに思います。

そして、さらにあわせて、クマアラートについてもお聞きしたいと思うんですけれども、三重県クマアラートは県民の皆さんに注意を促すために令和6年8月に導入されましたけれども、注意報と警報がありまして、注意報は過去5年の出没件数の平均値の2倍を超えたときに、または出没する人身被害の発生が懸念されるときに、該当する県の農林水産事務所の管轄内を対象に出され、警報については熊による人身被害が発生したときに、警報が原則市町単位で出されることとなっております。

このクマアラートの制度については、運用が始まってみますと、住民や市町から注意報の出し方についての御意見を聞いているところもございます。注意報は県の事務所単位で出されますことから、例えば四日市農林事務所管内では10市町ありますけれども、鈴鹿市で出没があった場合でも、注意報はその管内である桑名市や木曽岬町にも出されることになりまして、その場合、その住民の方々とはどこまで危機感を持っていただけるのか分からないというところもございます。

また、熊の目撃情報についてですが、情報の中にはイノシシなど別の動物との見間違いが考えられる場合もあると聞いております。見間違いの情報でたびたび出てしまいますと注意の意識が薄れていくのではないかと考えられます。まずは安全側に立つことが大事でございますけれども、本当に熊が出たときにしっかり注意の意識を持ってもらえるようにしなければなりません。

そこで、併せてお聞きしますけれども、県民への注意喚起をより効果的なものにするために、クマアラートの注意報や目撃情報の取扱いについて今後見直していくことも必要と考えますが、このことについてもお答え願います。

よろしく願いいたします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） ツキノワグマの対策ということで、生息数の把握とその対応、それからクマアラートについてという２点御質問をいただきました。

まず、最初の、生息数の把握に関してでございます。ツキノワグマの出没数の急激な増加を受けまして、県では今年度、県のホームページで出没状況をマップでお示しするとともに、クマアラートを導入しまして県民への注意喚起やパトロールなどに取り組んでおります。

令和７年度は、新たに御紹介もいただきましたＡＩカメラで出没を検知するシステムの実証ですとか、あるいは草木を刈り払って集落と山林の間を明確にする出没抑制対策など取組の強化を図っていきたいと考えております。

一方で、この生息数の把握についてですけれども、今年度、県南部、それから和歌山県、奈良県に生息します紀伊半島地域個体群につきまして、国が実施しております調査に両県と共に協力をしているところであり、３月に調査結果が示される予定となっております。

さらに、令和７年度は県単独で、北部に生息しますツキノワグマの調査を行いまして、二つの調査を合わせて県全域の生息数や個体群の分布状況を明らかにしていきたいと考えております。

これらの調査結果を基に、三重県自然環境保全審議会ですとか専門家の意見を伺いながら、県の希少野生動物としての位置づけ、それから鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく保護や管理の方向性など、生息数に応じた対策を検討していきたいと考えております。

それから、クマアラートについてですけれども、導入に際しましても市町に意見の聴き取りを行い、注意報・警報の発信、パトロールの実施方法など制度設計を行ってまいりました。

制度の開始から半年が経過し、現在市町に対して改めて意見聴取を行っているところでございます。

今後はいただきました意見、それから専門家の意見も伺って、県民の皆さんへの注意喚起が一層効果的なものとなるように取り組んでまいりたいと考

えております。

〔44番 日沖正信議員登壇〕

○44番（日沖正信） ありがとうございます。

時間がもう本当に迫ってきておりまして、もう一回だけお聞きをさせてもらいますけれども、熊の生息数の調査によりましては、この希少種の解除というものも、その数によりましては検討されることもあるのか、改めてそこだけお聞きさせてもらいます。

○農林水産部長（中野敦子） それは調査の結果次第ということになりますけれども、視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

〔44番 日沖正信議員登壇〕

○44番（日沖正信） ありがとうございます。もう時間のない中で、失礼いたしました。

これからしっかりとこの熊の対策ということも進めていっていただく三重県になってくるようでございます。どうか実態をしっかりと明らかにしていただいた上で、県民の皆さんの確かな安全のために、また熊につきましては過酷な状況でけなげに生きている自然の動物でございますので、熊に対しましてはどうか人間にできるだけ見つかることなく穏やかに元気で生きていてほしいと願うところでもございますけれども、どうか対策をよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休

憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後 0 時31分休憩

午後 1 時30分開議

開

議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

疑

○副議長（小林正人） 日程第2、議案第2号から議案第73号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。17番 中瀬古初美議員。

〔17番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

○17番（中瀬古初美） 新政みえ、松阪市選挙区選出の中瀬古初美でございます。通告に従いまして、議案第14号に関する質疑を始めさせていただきます。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、未来の環境のために今できること、いわゆる主な環境保全活動には温室効果ガスの抑制、そしてごみの減量と分別、不法投棄の防止、省エネや再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の実現をはじめとする環境保全のためには、私たち県民の一人ひとりが意識をして何に取り組まなければいけないのか、その前になぜ取り組まなければいけないのか、どんなふうにしていくかということを理解しながら、具体的な行動につながっていくように取組を進めていくことが必要だと思っております。

そのようなことから、私はこれまでも環境分野におきまして次世代を特に意識をした取組や様々な主体、多様な主体と連携しながら、その参画を得て、そして進めていくというようなこと、そういうようなものが重要というふうに考えまして、これまでも一般質問におきましても家庭ごみの削減の対策であったり、プラスチックごみの対策というようなことを質問で行ってきました。今回、そういうようなことを踏まえた上で環境生活部の予算のうち、三重県環境学習情報センターの運営費、脱炭素社会推進事業費のこの2点についてお尋ねをいたします。

まず初めに、環境学習の取組についてお伺いをいたします。先ほども申し

ましたが、県民一人ひとりの意識、行動を変えていくということは環境保全に本当に必要でして、それというのも、それも子どもたちをはじめとした次の世代につないでいくということで、環境学習というのが非常に大事だというふうに考えております。三重県の環境学習情報センター、これは四日市にありますけれども、指定管理者制度で運営をされています。そこには今回、環境学習情報センターの運営費といたしまして予算額5285万5000円が計上されています。講座の開催とか、それから最新の情報ということで、最新という言葉がここには出てきていますけれども、展示の更新などをしていくというようなことです。

そこで環境学習につきまして令和7年度に込めた、これまでのところから一部新規ということですので、改めてその思いであったり、そしてまた具体的な取組、その内容はどういうことをしていくのかというのをお聞かせください。

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） 環境学習の取組についてお答えをします。

県では、三重県環境学習情報センターを拠点といたしまして、企業、団体と連携し、環境保全に関する講座やイベントの開催、展示等による環境教育・環境学習を進めております。

このセンターは、毎年約2万人の方が利用いただいております、世代別に見てみますと、小・中学生の方が半数以上を占めておる状況です。

講座としまして、地域の環境学習を担うリーダーの養成を目的とした受講型の講座、あるいは参加者自らの行動変容を促すことを目的とした講座などを実施しております。

また、地球温暖化や海洋ごみなど様々な環境問題や身近な自然に興味・関心を持つきっかけとなるようなパネルや映像による展示を行っているところ です。

県におきましては、平成11年8月にこのセンターが開館しておるんですが、それ以来、講座や展示等の充実を図りながら広く県民の皆さんの環

境保全に関する理解を深め、自ら行動する人づくりを進めてまいりました。

持続可能な社会を実現する上で、このセンターの活動は今後も重要と考えておりまして、近年は小・中学生の利用者が半数以上を占めておくことから、特に次世代を担う皆さんに楽しく体験し学んでいただける取組を積極的に進めてまいりたいと思っております。

このため、前回の全面的なリニューアルから15年近くが経過している展示につきまして、令和7年度予算に基本設計に係る費用を計上しており、新たな展示にはゲーム感覚で学ぶことのできるデジタルコンテンツを活用しまして、疑似的な体験を通じて感覚的な理解も促してまいりたいと思っております。

さらにこのリニューアルと合わせまして、例えば生ごみの堆肥化など、学校や家庭でも実践をできるような講座の実施も検討してまいります。

今後も様々な主体と連携を深めまして、センターの機能を充実させながら、環境教育・環境学習を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

〔17番 中瀬古初美議員登壇〕

○17番（中瀬古初美） ありがとうございます。

人づくりをしっかりとしていくというところから次世代に向けてということで、そのように受け止めました。

それから、生ごみの堆肥化という話がありましたけれども、生ごみの堆肥化って家庭でも大人がいろんなこと、例えばそれがちょっと田舎のほうであると、畑のところできるとか、なかなか町なかではできにくいとか、そんなこともいろいろありましたけれども、その辺りが先ほど答弁の中で半数以上が小・中学生ということで、そこにやっぱりしっかりと子どもたちからその意識が芽生えてくれるといいなと思います。

大事なのは、その意識を家族で、家庭でやっぱり膨らませていくというのが大事ではないでしょうか。例えば、それを共有して子どもたちがせっかく学んだことをまた家庭でできるような仕組みであったり、取組であったり、

それから今、世界の中で日本はまだ環境の面においては先進とはなかなか言いにくいというところがあるというふうにも言われています。

ただ、日本の子どもたちの環境意識は変わってきている、その意欲も高まってきているというところも読んだこともありますので、そういうような問題がやっぱりとても大きい。自分では何ができるのかということ子どもたちが考える。それを家庭に持ち帰ってというところにしていってほしいなと思いますので、しっかりとアクションができていくように、そんな取組にぜひしてください。

よろしくお願いいたします。

それでは、同じように次に脱炭素化の社会推進事業、みえデコ活についてお尋ねをします。

このみえデコ活、デコ活って先ほどもちょっと実はデコ活のデコは何という話が出ました。それで、ちょっと要らんことは言わんとこと思ったので、すみません。そのデコというのは、いわゆる二酸化炭素を減らすという脱炭素を表す英語で、デカーボナイズーションのデと、それからエコ、いわゆる環境にいいということのエコですね、そこを掛け合わせた造語、新しい言葉なんです。

ただ、なかなかこれが今も議場でも議員の中からそうやって質問が聞こえたような感じで、なかなか一般には知れ渡っていないというところがまず一つ問題。

これは国でも環境省が取組を進めているんですけども、そしてまた、2月11日に開催されましたよね。メッセウイングNHWで、みえデコ活！ワンステップフェアが開催されました。ここで私、ほんと残念だったんですが、この日、ちょっと行けなくて、行った何人かの議員にも聞かせてもらったんですよ。部局のほうからも聞かせてもらって、1000人の方の来場があったと。そういうことで来場者数はあったんだなと思うんですけども、自分がちょっと行けていないのでその様子は分かりにくいですが、聞かせていただきました。

その上で、このデコ活、国からの、環境省からの補助金も入っています。そんな中で、2050年のカーボンニュートラル、その削減の実現に向けてということですので、すごい推進して後押しをやっているんですけども、今回、脱炭素社会推進事業費、予算額2億5134万7000円計上されていて、みえデコ活を推進しているというところでございます。

このデコ活についてこれまでの取組、そして今後の展開について聞かせてください。

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） みえデコ活の推進についてお答えをします。

県では、カーボンニュートラルの実現に向けまして国が進める、議員からもお話がありました、デコ活の県内の展開と定着を図るために、県内の事業者や市町と連携をしまして、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品やサービスの社会実装につなげていくみえデコ活を推進しております。

令和6年度から主にやっておるんですが、みえデコ活を県と連携して推進いただく県内の工務店、省エネ家電や次世代自動車の販売店、地域の金融機関をみえデコ活パートナーとして登録する制度の創設、これに現在700を超える事業者が登録をいただいております。

あと、またデコ活を総合的に発信するポータルサイトの開設、またパートナー事業者等と連携をしまして、県民の皆さんがデコ活につながる製品サービスについて体験・相談できる、議員からも御紹介いただきました、みえデコ活！ワンステップフェア、メタバース空間上でパートナー事業者等と気軽に相談できるオンライン相談会の開催など取組を進めてきたところでございます。

カーボンニュートラルの実現のためには、県民一人ひとりが脱炭素に向けて取り組んでいく必要があります。

そのため、デコ活の推進を通じまして県民の皆さんの地球温暖化対策に対する理解と協力への機運醸成、また消費者行動の活性化につなげ、脱炭素につながる豊かな暮らしづくりを後押ししていくことがとても重要とお

ります。

令和7年度は、学習・疑似体験ができるデジタルコンテンツを策定いたしまして、先ほど御紹介いただきました三重県環境学習情報センターや三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携をしまして、あらゆる世代、幅広い世代にデコ活に関心を持っていただいて、生活の中の様々な場面で脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方というのがどういうものかというのを提案してまいりたいと思っております。

また、デコ活のポータルサイトで、パートナー事業者が開催するイベントの情報などを紹介するなど、内容を充実させることでさらなる社会実装につなげていきたいと考えております。

引き続き、多くの県民の皆さんが脱炭素につながる新しい豊かな暮らし、デコ活を実践できるよう、みえデコ活を推進してまいりたいと思います。

〔17番 中瀬古初美議員登壇〕

○17番（中瀬古初美） ありがとうございます。

いろいろ次世代に向けて、それから多くの県民の皆さんが生活の中で脱炭素をどんなふうに取り組んでいくのかという自分たちの意識の変革と、それから実際の行動の変容、それからどんなふうにやっていくかという生活スタイルですね、いわゆるライフスタイル、生活様式をどんなふうに展開していくのかというのをしっかり推進していきたいと、そんなふうによろしいんでしょうか。はい、そんなふうということで。

ただ、そのポータルサイトでイベントの周知もしっかりしていただくというふうには聞かせていただきました。今回、2月11日のフェアのときには、一部の多くの方が参加されていたとは聞いたんですけども、やっぱり三重県内北から南まで広い、そしてそんな中で自治体や企業や団体と一緒にやっていく、そこをしっかりと後押しをしていくということですので、イベントの周知を徹底してしっかりとその団体とか、それから先ほどエコというところで電気屋、家電の部分、それから住宅、自動車、そういうところがいろんな皆さんがやっぱり知っているということが大事だと思うんです。そこ

のところを皆さんにしっかり周知するということをご希望したいというふうに思います。

そんなところの周知、それから、都道府県では令和6年度から始まったこの国のデコ活推進事業で採択されたのが何と三重県が初めてということで、三重県だけが採択されたというふうに聞きました。ここ、本当に先進というところで、どんどん進めていただくためにも積極的な展開をしていただきたいということと、やっぱり令和6年度、2月11日に行われたことがありましたけれども、そこでのことを反省と、それから展開というのを含めて、令和7年度にはその辺りの部分をよりブラッシュアップをしていただきたいというふうに思いますので、先ほど御答弁いただいたところがブラッシュアップの内容ですよというところではあると思いますが、よりしっかりと進めていただきたいというふうに思います。積極的な展開を期待いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

議案第17号のまず1点目を伺いたいと思います。令和7年度国民健康保険事業費納付金についてです。

三重県が出しているこの令和7年度納付金額の市町一覧を見ますと、県への令和7年度納付金額が444億7626万3457円となっておりまして、令和6年度に比べると約10億6500万円の減額となっております。まず、その理由について、そしてそれが県民が支払う国民健康保険料にどう影響するとお考えなのか、その御答弁をお願いします。

○医療保健部長（松浦元哉） 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算に計上しました国保事業費納付金は、先ほど議員がおっしゃられましたように、予算ベースで行きますと444億7626万5000円で、令和6年度当初予算に比べますと10億6530万8000円の減額、率にしまして2.34%の減少となっております。

この理由についてでございますけれども、一人当たりの医療費は引き続き増加傾向にあるんですけれども、被保険者数の減少幅が大きいために減額になっておるといのが主な理由でございます、この被保険者数の減少については、一つは75歳になられると後期高齢者制度に移行されますので、そういった人が多かったこと、それから短時間労働者への被用者保険の適用につきまして、企業規模の要件が引き下げられたことから被用者保険への転出が進んだこと、これから影響しているものと考えております。

この市町ごとの納付金額につきましては、2月13日に開催しました市町国保広域化等連携会議におきまして、各市町の下承も得ているところでございます。

それから、それを踏まえまして国民健康保険料への影響についてでございますけれども、一人当たりの納付金の対前年度伸び率は医療の高度化等によりまして約1.63%と増加傾向となっております。それを踏まえて保険料率を引き上げるかどうかというのは各市町の判断となるところでございますけれども、各市町におきましては、先ほど申し上げた国保事業費納付金をベースに、国と県からの交付金、あるいは基金繰入金などの収入、それから納付金以外の独自の保険事業の費用等を勘案した上で、保険料を算定していくことになると考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 計算をしていただき、1.63%の増加の傾向があるということを確認させていただきました。

その上で、その保険料率を上げていくかは市町の判断であるということも確認をさせていただきました。

そうやっておっしゃっていただいたように、県が出している第2期三重県国民健康保険運営方針の資料のシミュレーションでも、令和5年度との比較では令和11年度統一で桑名市は県内で低くても110.4%から玉城町の161.7%という全ての市町で値上げをするというシミュレーションが出ていることだったり、鈴鹿市では既に議会の全員協議会の中で、県が2029年度に県内の

保険料の統一方針を示しているために、それに合わせて引き上げていくと述べていると。

こういった軒並み県内の市町での保険料の値上げが起こっていくということが懸念をしているところでありますが、国保料というのはそもそもかなり被保険者にとって値段が高いものであって、それが問題なんですけれども、さらなる値上げにつながるおそれがあるという状況についてもう1点伺いたいんですけれども、さらに値段が、保険料が高くなっていくことで滞納世帯が増えるのではないかという可能性についてだったり、その県民の支払い能力についてどのようにお考えでしょうか。

○医療保健部長（松浦元哉） 国民健康保険制度は医療保険の最後のとりでということで、どの医療保険にも入っていらない方が最後に入る保険ということで、そもそも収入が、所得が低い世帯が多いとか、あるいは年齢が高い方が多いということで、国保制度に脆弱性が、問題がありました。

そこで、例えば従来の国民健康保険制度では、各市町村ごとに運営がされており、特に小規模な保険者において高額な医療費が発生した場合には、保険料が変動しやすいといった課題があったものですから、財政運営が不安定になるということで、平成30年度に国保制度改革を行いまして、財政運営の都道府県単位化が図られたことでございます。

保険料の水準の統一に向けて現在取組を行っているところございますが、この統一に向けては2段階あると考えておりまして、一つは納付金ベースの統一、医療費水準を反映させない納付金ベースの統一と、それから県内どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする完全統一の2段階があるということで、本県におきましては各市町の詳細を得た上で、令和5年度にこの納付金ベースの統一を達成したところでございます。

一方、納付金制度が導入されまして、一部市町では保険料負担が上がると、議員の御指摘のような可能性があることから、制度の改正により、被保険者の負担が急激に増加しないよう、県の一般会計繰入金、あるいは国庫補助制度を用いまして納付金を減額する激変緩和措置を講じてきたところでござい

ます。

この激変緩和措置は、一旦令和5年度で終了しましたが、令和6年度の納付金においては措置がなくなった影響を緩和するために、各市町の合意の下、令和6年度限りで財政安定化基金を投入し上昇幅の抑制も図りました。

今後は、計画的な保険料の引上げが行われる市町もあるものと推測しておりますけれども、将来的には県内どの地域に住んでも所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料も同じであるということを目指していくことが被保険者の負担の公平性から重要なことかなと考えております。

国民皆保険制度の最後のとりでであります国民健康保険制度を安定的に運営させるために、医療費の伸びが少しでも抑えられるような医療費適正化、こういった取組もしながら、これからも各市町と丁寧で議論を進めてまいりたいと考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） ありがとうございます。

国民健康保険法の第1条には、この法律の目的として、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」と書いてあります。

ですので、単に受益者負担とできない経緯や歴史があるということがありますし、御答弁いただいたように、国民健康保険という特質を顧みていただいて、いろんな措置だったりを取っていただいたんですけれども、行く行くは幅を抑制していても上げていくという方向があるということは問題ではないかと考えておまして、2014年以降、全国知事会も公費投入の必要性を政府に訴えていると。ですので、国保の定率国庫負担を増額することを国に要望し続けている、そういった経緯も鑑みれば、国保料の都道府県統一自体に疑問が残ると思うんですけれども、次の質問に移ります。お考えを伺いました。

2点目に移りたいと思います。

議案第14号の思春期ライフプラン教育事業についてです。子ども・福祉部

に伺います。

重点項目（２）の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう環境づくりの中での事業なんですけれども、人生を考える上でいろんな年代、世代についてのどういうことが起きるかといったような知識を持って、自分自身の人生を考えていくことがどの人にとっても大事だと考えています。その学ぶ機会や考える機会を県がつくっていくことは私も重要だと考えておりますけれども、改めてこのライフプラン事業というもののの中で核とする考えはどういったものなのか、何を大事にしているものなのか、また一部が新しい事業とありますが、その新しい事業の中身について伺います。

○子ども・福祉部長（枡屋典子） ライフプラン教育についてお答えいたします。

ライフプラン教育につきましては、県では、性や生殖に関する知識だけではなく、人間関係ですとかジェンダー平等、それから性の多様性など、人権を基盤とした視点で、発達段階に応じ切れ目なく継続的に実施していくこと、これが重要であるというふうに考えて取組を進めているところでございます。

これまでの主な取組としましては、中学・高校生や大学生を対象にパンフレット等を活用しまして啓発を実施していたり、それから令和６年度、今年度からは新しく小学校高学年用に作成したパンフレットを用いて出前講座を開始したところでございます。

また、妊娠や出産がより身近となる大学生、それから企業の若手社員に対しましては、産婦人科医と連携し講座も実施しているところでございます。

令和７年度、新年度は若者を対象とした新たな取組としまして、医療機関等と連携しまして、プレコンセプションケアに関するセミナーと健康な体づくりに向けた検査、それから医師からのアドバイスを一体とした事業の実施に向けた検討を行うこととしております。

男女を問わず、若者が健康管理の大切さを学ぶとともに、性や妊娠に関する正しい知識を身につけることで、人生における様々な選択を主体的に行うことができるよう、令和８年度からの開始に向け準備を進めていきたいとい

うふうに考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁をいただきました。

性と生殖に関することだけではなくて、その人権を基盤としてジェンダー平等だったり、性の多様性は大切にしたい考え方があるということを確認させていただきました。

また、新しい事業については、そのプレコンセプションケアセミナーだったり、産婦人科医の方との連携で、健康管理の大切さなどをお話しされていて、そういったことの検討を始められるということを確認できました。

その確認をできたところなので、ぜひそのように大事なところを押さえて進めていただけると、県民の皆さんにとって利益がある事業だなと思っております。やはりジェンダー、平等というところが県政の施策でも大きく出されているというところにもすぐかみ合うところでもあると思いますし、ひいてはやはり命とその尊厳を守るというところにぜひつなげていただきたいなと思うんですけれども、プレコンセプションケアについては避妊や性感染症の情報を出したりも、改めて資料を使いながらセミナーなどをされていくという話もありましたけれども、（資料を示す）この資料は今まで使われていたもので、（資料を示す）これも現在使われているものでして、こちらのほうに関しては包括的性教育の視点もかなり大事にされて新しくされたということですので、そういった観点もぜひ大事にしていいただきながら続けていいただきたいと思いました。

日本の性教育は政治的なバッシングの歴史もあって世界の水準から大きく遅れてきているという現実があり、それが生涯のジェンダー価値観にも影響しているということがありますので、改めてになりますけれども、人権という観点は尊重されるというところを大事にしていいただければ、とても素敵なものだなと思わせていただきました。

これで質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 14番 喜田健児議員。

〔14番 喜田健児議員登壇・拍手〕

○14番（喜田健児） 松阪市選挙区選出、新政みえの喜田健児でございます。

議案質疑ですので、一般質問のようにならないように、令和7年度の予算と絡めながらも、この議場のやり取り、コミュニケーションによって、一見知事を先頭とする執行部の皆さんの中に、さらなる熱を、新たなる熱を生み出したい、そんな目標を持って臨みますので、どうぞよろしく願いいたします。

議案第14号令和7年度一般会計予算、地域連携・交通部のスポーツ推進局における地域スポーツ推進事業には、6430万9000円の予算が組まれています。スポーツ推進局では、中学校部活動の地域連携・地域移行の受皿の一つとなる総合型地域スポーツクラブに取り組んでおられますが、今回の予算は中学校部活動の地域連携・地域移行の促進を図るために何にどれくらい使われているのか、それによって中学校部活動の地域連携・地域移行の促進はどのように、どれくらい図られるのかを、そのシナリオと併せて令和7年度の促進目標をスポーツ推進局長にお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） 令和7年度当初予算において、地域スポーツ推進事業では、6430万9000円のうち、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブに係る事業として2451万6000円を計上しています。

このうち、総合型地域スポーツクラブの知名度向上や質的充実のため、クラブアドバイザーのクラブ訪問やPRイベントの開催などに1147万4000円を計上しています。

また、総合型地域スポーツクラブが中学校部活動の地域移行の受皿の一つとされていること及び令和7年度までが国の中学校部活動の地域移行改革推進期間であることを踏まえ、今年度、令和6年度から新たに総合型地域スポーツクラブの質的充実への取組を強化しており、令和7年度においても今年度とほぼ同額の1304万2000円を計上しているところです。

具体の事業としましては、令和6年度に引き続き、地域連携・地域移行専

属のクラブアドバイザーを設置し、中学校運動部向け総合型地域スポーツクラブの体験会の開催や県外の先進的な事例の視察などを実施することとしています。

さらに事業内容の一部を見直し、クラブ指導者の専門資格取得に必要な受講料等の支援、クラブ指導者や運営スタッフを対象とした中学生の指導方法・安全管理等の研修会に係る経費などへの支援等を新たに計上しているところでございます。総合型地域スポーツクラブなどの声も聞きながら、こうした事業を行うことで一つでも多くの総合型地域スポーツクラブが中学校部活動の受皿の一つとなれるよう、スポーツ推進局としましては教育委員会や県スポーツ協会と連携し取り組んでいきたいと考えています。

〔14番 喜田健児議員登壇〕

○14番（喜田健児） 局長、ありがとうございました。

総合型地域スポーツクラブは、今、お答えをさせていただいたように、スポーツ推進局として質であるとか充実を図るというふうなことで一生懸命していただいているのは理解をいたしました。

ただ、この地域連携・地域移行という今回の改革を10とするならば、現在の進捗からすると1に行くか行かないかではないかと私は思っております。県内にある11の総合型地域スポーツクラブのうち、学校部活動のように様々な種目があるのは2クラブだけです。なぜ広がらないのかは、やはり指導者、担い手の確保という大きな問題です。

この問題を解決するために質疑を深めていきたいと思います。

中学校部活動の地域移行は二つの側面があります。一つは競技スポーツの裾野の拡大、もう一つは地域の活性化です。競技スポーツは裾野を広げてより多くの子どもたちがアスリートとして競技に取り組んでもらうことが競技力向上に直結をします。2035年の三重県国民スポーツ大会に向け少年選手の強化を考えたときに、10年後に高校生となる現在の小学校2年生の子どもたちに競技をやってもらわなければいけません。競技団体はそこを見越してジュニアの強化を行います。競技団体が小学生におけるスポーツ少年団や

ジュニアクラブに力を入れるのは、競技団体における競技力向上対策だからです。ジュニア指導に力を入れてアスリートとして育まれた小学生は中学校に上がり、一部の種目以外のほとんどの競技の子どもたちは学校部活動に入ります。

そこで中学校から競技を始めた友達の相手をしたり教えたりしながら、大切なことを学び得ることができます。人間的に成長したジュニアトップアスリートは多くの仲間の応援を得ながら、仲間に力をもらいながら高校へ進学し、国民スポーツ大会や全国世界大会で活躍するわけです。

中学生部活動は小学生のジュニア指導から引き継いで、多感な中学生時代に教育によって人間形成が行われて高校につながるという非常に重要な役割があります。この中学校部活の地域移行が始まって数年がたちますが、まだまだ課題は山積し、本来の望ましい姿に至るにはほど遠い現状にあります。令和8年から地域部活動が完全実施となる中で、この現状に危機感を募らせる競技団体が出てきました。私もその一人です。

部活動の地域移行を進めるに当たっては様々な課題がございますが、その最大の課題と言えるのが地域における学校の教員に代わる担い手、教育者、指導者の確保となります。繰り返しになりましたが、ここまでの教育委員会の努力によって各市町での議論は進み、やり方はまちまちですが、地域での受皿が各市町で議論され計画されつつあります。大変な労力を要したと思います。

しかし、そこには大きな壁が立ちはだかっています。今、ここで必要な市町支援というのは、三重県スポーツ協会傘下の競技団体や体育協会との連帯による指導者の確保、指導者に対しての十分な報酬が支払われる仕組みです。これがあれば地域移行は一気に進むと感じています。これまでの競技力向上対策としてジュニア強化に予算が組まれて使われていると思います。各競技団体においては、県からの強化費を中学校部活動の地域連携・地域移行に使っていかねばならないというふうに思っております。

令和7年度のジュニア強化の予算の概要とその予算が中学校部活動の地域

連携・地域移行につながるものなのかをスポーツ推進局長に改めて伺いたします。

○**地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫）** ジュニア選手の競技力の維持・向上につきましては、恒常的に取組を進めていくことが重要であると考えており、中でも将来の競技スポーツの担い手となるジュニア選手の発掘・育成に注力していく必要があります。

県では、競技団体が実施するジュニア選手の発掘・育成活動や小学生の育成拠点となるジュニアクラブ、例えば卓球とか体操などですが、それらの活動を支援しているところであり、この中においては指導者の招聘に係る報償費等も対象経費としております。

このほか県では、指導者育成の取組において学校部活動の指導者だけではなく、ジュニアクラブの指導者なども対象に養成を図っており、引き続き競技力の維持・向上のため、これまで取り組んできましたノウハウを生かしながら、将来を担うジュニア選手の発掘・育成に計画的に取り組むことが中学校の部活動の地域移行・地域連携に資するものと考えています。

〔14番 喜田健児議員登壇〕

○**14番（喜田健児）** 局長、ありがとうございました。

強化費のほうが中学校部活動の地域連携・地域移行に使えるのかというふうな私の質問に対して、強化をしっかりと進める中でそういうふうなものにつながればというふうな御答弁だったということは、使っても問題はないというふうに捉えることができるのかなと。それは競技団体の判断によると思うんですけども。

この質問をさせてもらう背景には、四日市市がスポーツ協会と連携をしまして競技団体が指導者を派遣しております。私が所属するソフトテニス連盟も指導者派遣しております。何が起こっているかというと、自分の練習を土日にしておりましたが、もう中学校の指導に当たりたいということが起こっているんです。

これはなぜかということ、時給、お金じゃないんですけども、時給1600円

が報酬として払われるということがあります。中学校の指導を一旦してみると、中学生の指導が非常に面白い、子どもたちと共に成長できるというふうなこともあります。その報酬の魅力を超えてやりがいというふうな部分が生まれて、今、四日市市では我々が指導に行きたいというふうなことが起こっております。

ですので、報酬というふうな部分をいかに捻出をするのか、そこがあれば一気に転げるといいますので、さらなる熱をここでつくり上げていただきたいなというふうに思います。

私は競技団体のほうに確認をいたしました。市町から委託がなされれば必要な地域に必要な指導者を派遣することは、競技種目にもよりますが、十分に可能であることということでした。また、競技種目に応じて指導者となるべき人材を確保したり育成したりすることはできるし、やりますということです。

もう一つの側面について話をさせていただきます。地域の活性化ですが、中学校施設は現在子どもたちの部活動がありますので、休日における昼間の地域開放は行っておりません。夜間においては実に様々なスポーツを地域の有志クラブが毎日使用しているところばかりです。学校施設を地域部活動に開放して地域スポーツと文化の推進、それから地域のつながり強化、コミュニティによる災害防災対策につなげていくことで命を守り、健康と生きがいの増進が図られ、地域の活性化の起爆剤となると考える首長は私はたくさんいると思います。この側面においても中学校部活動の地域連携・地域移行は重要です。スポーツや文化活動を通して地域の活性化を図るためには、受皿としての学校施設の開放と担い手確保は、部活の地域連携・地域移行の肝となるところだと思います。

地域スポーツとそれによる地域活性化を推進しているのはスポーツ推進局で、その目的を達成するには教育委員会が所管する学校施設の開放が必要不可欠です。すみません。もう一回言わせてください。地域スポーツとそれによる地域活性化を推進しているのはスポーツ推進局ですが、その目的を達成

するためには、教育委員会が所管する学校施設の開放というのが必要不可欠です。教育委員会としては、中学校部活動の地域移行は人材確保と直結する教職員の働き方改革が大きく絡んだ目の前の子どもたちが豊かに育つ、目の前の子どもたちを笑顔にするための命題と言え、それを実現するためには、スポーツ推進局が所管する三重県スポーツ協会とともに指導者の確保が必要不可欠です。

ということは、スポーツ推進局と教育委員会が本当に連携、連帯をして、2階と7階とちょっと遠いですが、本当に連携を密にさせていただきながら、引き続きしっかりとコミュニケーションを取っていただき、コミュニケーションを取ることで何とか三重の子どもたちのために共に汗をかこうというような思いの共有を図っていただき、それぞれの主体的な事業展開によって推進と促進、その連携がより密に図られ、部活動の地域移行が進むよう取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、どうぞよろしくお願いします。

これで質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 以上で、議案第2号から議案第73号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○副議長（小林正人） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第73号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林正人） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携交通常任委員会

議案番号	件 名
3 0	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
3 4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
3 5	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
3 6	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
3 7	三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部を改正する条例案
4 2	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
4 3	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
6 3	包括外部監査契約について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
4 9	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
5 0	水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例案
5 2	三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす条例の一部を改正する条例案
7 1	三重の森林づくり基本計画の変更について

7 2	三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の変更について
-----	------------------------------

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
3 1	三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案
3 2	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
3 3	三重県子ども条例案
5 1	三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部を改正する条例案
5 8	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
7 0	ありのままでみえっこプランの策定について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
6 2	三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例案
6 7	工事請負契約の変更について（防災通信ネットワーク（衛星系）整備工事）
6 8	工事請負契約の変更について（一般国道422号（下地工区）道路改良（下地トンネル（仮称））工事）
6 9	県道の路線廃止について

教育警察常任委員会

議案番号	件 名
５３	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
５６	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
６１	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案
７３	損害賠償の額の決定及び和解について

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
２	令和６年度三重県一般会計補正予算（第６号）
３	令和６年度三重県水道事業会計補正予算（第２号）
４	令和６年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第３号）
５	令和６年度三重県一般会計補正予算（第７号）
６	令和６年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
７	令和６年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）
８	令和６年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第２号）
９	令和６年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第２号）
１０	令和６年度三重県水道事業会計補正予算（第３号）
１１	令和６年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第２号）
１２	令和６年度三重県病院事業会計補正予算（第２号）

1 3	令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第4号）
1 4	令和7年度三重県一般会計予算
1 5	令和7年度三重県県債管理特別会計予算
1 6	令和7年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
1 7	令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
1 8	令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
1 9	令和7年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
2 0	令和7年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
2 1	令和7年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
2 2	令和7年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
2 3	令和7年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
2 4	令和7年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
2 5	令和7年度三重県港湾整備事業特別会計予算
2 6	令和7年度三重県水道事業会計予算
2 7	令和7年度三重県工業用水道事業会計予算
2 8	令和7年度三重県病院事業会計予算
2 9	令和7年度三重県流域下水道事業会計予算
3 8	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
3 9	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

4 0	会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
4 1	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
4 4	三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案
4 5	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
4 6	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
4 7	三重県県税条例の一部を改正する条例案
4 8	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
5 4	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
5 5	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
5 7	三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案
5 9	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案
6 0	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案
6 4	防災関係建設事業に対する市町の負担について
6 5	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
6 6	土木関係建設事業に対する市町の負担について

先 議 議 案 の 審 査 期 限

○副議長（小林正人） この際、お諮りいたします。議案第2号から議案第4号までは先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、2月27日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林正人） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（小林正人） お諮りいたします。明26日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林正人） 御異議なしと認め、明26日は休会とすることに決定いたしました。

2月27日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（小林正人） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時17分散会